

令和 6 年 2 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 6 年 2 月
第 433 回長野県議会(定例会)会議録 (第 5 号)

令和 6 年 2 月 26 日 (月曜日)

出席議員 (56 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会計局長 宮 原 茂
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 蔵之内 真 紀
議事課担当係長 井 出 文 香

議事課担当係長 風 間 真 楠
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和6年2月26日（月曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）おはようございます。改革信州の高島陽子です。通告に従い順次質問をします。

まず初めに、これまで教育委員会が主体的に担ってきたスポーツ行政が、今後は観光部を中心として展開されることとなりますが、体育教師をはじめ教育現場に近いスポーツの指導者、ひいては県民までこの変更について十分に伝わっていないと感じており、この問題意識から、以下、質問いたします。

スポーツに関する業務は、これまでの教育委員会スポーツ課所管のスポーツ行政を知事部局の観光スポーツ部へ移管するに当たり、どのような点に変更となるか、明確に示されているでしょうか。

知事は、スポーツが暮らしに潤いをもたらす重要な行政分野であると11月定例会提案説明で言及されました。また、今定例会では、観光スポーツ部の設置を契機に、プロスポーツ観戦ツアーの実施や一般スポーツと障がい者スポーツの一体的な推進など施策の相乗効果を発揮できるよう取り組むと述べられ、先週の代表質問でもやり取りされました。組織変更されても、県の目指すスポーツ振興の姿が大きく変わるということではないでしょうし、スポーツと一口に

言ってもその役割は多様であり、社会的、文化的な価値創造の源泉、かつ経済活動と親和性の高いその原動力についても誰もが認めるところだと思うので、さらに県民に理解や参加を促せるようお願い、お聞きしてまいります。

さて、長野県において、スポーツ振興の原点、エッセンスとも言える主軸のプランとして第3次長野県スポーツ推進計画があり、組織変更後も、これを位置づけ、生かしていく方針とことです。教育委員会が昨年3月に策定しましたが、この計画に関わる教育委員会、観光部、健康福祉部とどのような役割分担がなされ、所管業務がどう行われるのか明確にするため、部分的な改正を行うなどして県民に分かりやすく周知する工夫が必要ではないでしょうか。内堀教育長、いかがでしょうか。

学校現場におけるスポーツ活動や教科体育は、青少年の体づくりや健康増進に不可欠です。スポーツを始めるきっかけとして我が国においてまず挙げられるのが、学校の部活動で、地域移行や社会活動への転換など、この在り方が模索されている現状ではありますが、その根幹を成してきたのは紛れもなく学校の教育で、それがベースとなってきたと確信しております。

このたび、教育委員会の組織編成では、教育行政の小学校から高校までの学校体育業務を所管するスポーツ課の当該役割を保健厚生課に移管されるとのこと。

教育長にお聞きします。

学校体育業務の持つ教育面での重要性を鑑み、スポーツの名称が残せなかったのか。スポーツという呼び方だと観光部の課と混同しやすいのだとすれば、合併後の名称は保健厚生・体育課として存続させるべきと思うのですが、体育またはスポーツの名称を残す余地はなかったか、その検討過程を伺います。

次に、令和6年3月に体育センターを廃止し、同塩尻市内にある総合教育センターに学校体育に係る研修機能を引き継ぐとのこと、その看板は下ろされることとなります。これを契機に県の教育機関としてその機能を充実していくことが必要だと思いますが、いかがか。こちらでも教育長にお聞きします。

第82回国民スポーツ大会の開催を令和10年（2028年）に控えています。昭和53年（1978年）に長野県で開催された前回大会、やまびこ国体に比べると、スポーツ環境全体が大きく変化しました。競技種目数の増加、ほぼ男女差なく参加でき、メディアを通じ誰もが見られるように発展しています。

スポーツの世界では、どうしても、競技人口が多く、世界的な規模での冠大会が開かれ、競技種目による経済効果の高さなどに目が向きがちですが、国スポの理念からすれば、特定の競技に偏らず、本県代表を目指す全ての選手への応援や配慮を求めたく、これについての御見解と今後の強化策の考え方を教育長にお尋ねしたいと存じます。

続いて、知事にお聞きします。

競い合うだけではないスポーツの在り方や効果も重要で、幅広く身体運動を促すような事業、取組も県として提供すべきと考えます。

地方都市の発展要因としてのスポーツに関する一考察を紹介します。ドイツ在住のジャーナリスト、高松平藏さんによれば、例えば、ドイツでは、スポーツに対して様々な価値や機能が見いだされ、一方、日本の地方都市におけるスポーツの取組を見れば、ツーリズムや集客といった観点から、都市の外に働きかけ、人を呼び込もうとする傾向が強いのだという見方です。

スポーツに限ったことではないですが、日本では万博モデルとでもいうような集客に価値を置く考え方が広く支持され、イベントの成否が集客による経済効果で判断される。地方のスポーツ政策も、にぎわいを呼ぶイベントが頻発される。

他方、ドイツでも外からの集客を狙ったイベントを開催し、増加傾向ではあるが、どちらかといえば、都市の内側、つまりそこに暮らす人々の状態、活動をよりよいものとする意識が高いのだという。地域の自律性が想像以上に強いとのことで、スポーツが都市の要素であり、市民参加を促し、まちづくりのエンジンになっているという分析です。もちろん、日本とドイツの優劣を言うものではなく、それぞれのよさがあり、都市の外と内とが共に発展することを願うものであります。

以下、質問いたします。

県民が求めれば参加がかなうスポーツの推進に欠かせない要素として、市町村が配置し、全県的にネットワークを持つスポーツ推進委員、地域によって多彩な展開を進める総合型地域スポーツクラブがありますが、スポーツ全体の裾野や基盤を形成しているともいえるこうした活動について、その役割をどう評価し、今後どう支援していくか、お考えを伺います。

世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクトを県は打ち出すということで、長野県が世界に貢献することを目指し、海外を舞台に販路拡大を展開しようとする、技術力等で世界に貢献していく、世界で稼いでいくと提案にありました。旅行市場にも挑戦し、インバウンドのためのプロモーションも視野に挑戦していくようです。

世界で稼ぐための礎石として、これまで、いわゆるトップセールスという手法で行動してきた知事におかれては、就任以降、アフリカを除く全ての大陸へ公務で訪れ、現地で活動してこられました。

昨秋の訪欧については、限られた日程の中で精力的に動き回り、お会いされた方も少なかつたとの印象を持ちます。改めてこの海外出張について知事からお聞きしたいと存じます。これまでの議会の答弁や会見での応答で述べられたような科学技術など産業分野や環境及び観光分野といった経済面でのアプローチのみならず、恐らくは友好連携、交流といった観点でも

再発見や再認識をされたことでしょう。そこで、昨年の8日間の訪欧において、知事がどのように感じ、何を得たかを伺い、また、新年度の事業編成にこの訪欧の経験を生かし、県として新たに力を入れて取り組む施策についてお尋ねします。

県は、米国ミズーリ州、中国の河北省と、海外に2か所、友好関係を築いて現在に至りますが、一方で、海外自治体等と覚書や協定等を締結し、その数は34件に及んでいます。世界各国と一つ一つ積み上げてきた経過を振り返れば、経済や産業での互惠関係にとどまらず、より高い視点で、我が県が外交関係と国際交流を深化する資源を膨らませ、土台としてきたという言葉もできるかと思います。人的・物的ネットワークもそれなりにつながってきていると存じます。

そこで、知事に、これからの長野県が真の意味で国際的な発展を進めるためには、経済的な活力の取り込みや海外市場の開拓にとどまらない新たな関係性を築く広い視野を持って、より親しいお付き合いのできる拠点づくりともいえる新たな姉妹・友好都市連携を検討してもよいのではないかと思うのですが、これについての御所見をお聞きします。

昨年12月下旬に、県立大学学生と議会とで懇談する機会がありました。学生生活をはじめ、日常の学生の学びや要望などを直接お聞きする貴重なひとときでした。

偶然にも、同日は夕方から同大学の言語教育プログラムの一環で開かれたイベント、Trade Showを参加型で見学しました。数人ずつ30ほどのグループに分かれ、社会的な事業や個性的な取組などをテーマに決めて、カラフルで鮮やかに表現しそれらの事業の内容など説明をまとめた大型のポスターを前に、プレゼンし、伝え、質問を受け答えるという企画で、やり取りは全て英語です。

刺激のかつ魅力的な活動で、県立大生のコミュニケーション力や表現力の確かさと英語を学ぶ姿勢に感心しました。その場で日本語とは別の言語で活発にやり取りする若者たちの動きや声を見聞きし、求められる多文化共生や異文化理解の一步、国際交流の原点はまさにこれだと胸が熱くなりました。私たち世代も学生時代にこんな学びが当たり前であったらと、うらやましくなりました。子供たち世代にもっと積極的に海外経験をさせたい、大きな世界の中で私たちが生かされているという発見を増やしてほしいという願いも、身近な長野県立大で力強く提供し、アプローチされている。グローバルマネジメント専攻の確かな育みと歩みを見た思いです。

そこで、知事に、平成30年に創立した県立大学では、その使命の一つにグローバル発信を掲げ、世界に目を向ける若者育成に寄与する交流に積極的に取り組んでいます。これまでの取組状況について、また、課題もあると思いますので、その認識についてお聞きします。

さて、長野県の人口が200万人を切る、そのときが迫っているということで、その数字に注

目が集まりますが、それと同時に、今や日本全体で外国人労働者の数も200万人を超える伸びとなっていることから、この日本社会を形成する人口の動態や動向を一層理解すべきだと感じています。また、県内においても、既に2万人以上の外国人が働いています。共生社会として、私たち県民は何を共有し、相互理解できるのかが問われます。

一人一人の暮らしの中において最も重要なものの一つに医療があると思われれます。この外国人医療支援の分野では、長く取り組んでこられた市民の活動もあったと認識しています。県が令和6年度の新規事業として予算化された外国人県民のための医療通訳体制整備事業を改めて評価し、共生社会実現に向けた県の姿勢を山田県民文化部長にお聞きします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） スポーツと教育について4点御質問を頂戴いたしました。

スポーツ行政移管後の第3次長野県スポーツ推進計画についてのお尋ねでございます。

第3次長野県スポーツ推進計画は、スポーツの持つ力や価値を活用し、さらに高めることにより、県民一人一人の生活や心がより豊かになるといったウエルビーイングの実現を目指し、令和5年度から令和9年度までの5か年において本県が推進していくスポーツの施策を明らかにするために策定したものであります。

この計画は、あくまで事業推進の目標と方向性、具体的な取組の内容を定めたものでありますが、議員御指摘のように、移管後の役割分担について県民に知っていただく必要があることから、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、保健厚生課の名称に体育またはスポーツを入れることについてのお尋ねでございます。

学校体育を除くスポーツ行政につきましては、観光や地域振興等に関する施策と連携して効果的な施策の推進を図ることを目的に、令和6年4月に知事部局へ移管することとしております。その中で、引き続き教育委員会が担う学校体育については、親和性のある学校保健を担当する保健厚生課で所管することといたしました。

課名の検討においては、課名は課の業務内容を端的に伝える名称であることが原則であること。保健厚生課の「保健」は、保健教育にとどまらず、保健管理、安全、給食を含め、児童生徒の健康に関する業務全般を広く捉えた概念としていること。体育という教科名を課名に加えた場合、教科名の保健体育を基に、保健の意味を教科の保健分野のみと狭く捉えられるおそれがあること。スポーツを課名に加えた場合、観光スポーツ部スポーツ振興課との業務分担が分かりづらいことなどを総合的に勘案し、課名は変更しないことといたしました。

なお、議員御指摘のとおり、子供たちが健康、安全に生きていく上で必要な身体能力や知識を身につけるために、体育は極めて重要であると認識しておりますので、保健厚生課に学校体育係を設置し、学校における体育の充実に努めてまいります。

次に、学校体育に係る研修機能の充実についてのお尋ねでございます。

体育センターが現在所管している業務のうち、学校体育に係る研修業務は総合教育センターが引き継ぎ、引き続き教育委員会において実施してまいります。学校体育に係る研修業務につきましては、子供の体力向上や体育の授業改善といったこれまでの研修の目的を維持しながら、中学校部活動の地域クラブ活動への移行など新たなテーマに関する講座の開設、総合教育センターとの連携による新たな研修や県内各地域に出向いての研修の実施などに取り組み、研修の充実に努めてまいります。

国民スポーツ大会に向けた支援の在り方と今後の強化策についてのお尋ねでございます。

国民スポーツ大会正式競技の41競技団体には、これまでも強化活動に係る経費や大会への派遣費等を補助し、本県代表選手の強化活動を支援してきたところであります。さらに、令和10年本県開催の第82回国民スポーツ大会に向けては、平成30年に長野県競技力向上対策本部を立ち上げ、天皇杯、皇后杯の獲得を目標とし、全ての競技団体への支援を大幅に拡充してまいりました。

各競技団体への支援の内容や強化補助金等の配分については、県スポーツ協会と連携したヒアリングにおいて競技団体役員から要望をお聞きするとともに、各種大会及び強化練習の現地視察により現場の声を直接聞き取り、具体的な課題を把握することによって、議員御指摘のような競技の特性等を総合的に勘案した強化支援を行っているところであります。

来年度からは、スポーツ行政の知事部局への移管に合わせ、現在のスポーツ課競技力向上対策係を競技力向上対策室として体制を充実させ、より一層各競技団体との連携を深め、目標の達成とともに、大会終了後の競技スポーツの維持定着を意識した効果的で持続可能な強化支援策を推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、スポーツに関連して、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブの役割、評価、今後の支援という御質問でございます。

高島議員御指摘のとおり、スポーツは非常に様々な役割を果たしているというふうに思っております。昨日、ビッグハットでスペシャルオリンピックスの冬季ナショナルゲームの閉会式があって、私も参加してきましたけれども、アスリートの皆さんから本当に多くの感動をいただけたというふうに思っています。同じ会場で、HAP、ヘルシーアスリートプログラムというものが行われていました。知的障がいのアスリートの皆さんの健康をサポートしていく。そして、これから活躍してもらうために、例えば眼鏡をつくってあげたり、足のケアのサポート

をしてあげたりということで、御指摘のとおり、まさに順位を競うということではなく、むしろ健康づくり、共生社会、こうしたことにつながる非常に意義ある大会ではなかったかというふうに思っています。

そういう中で、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブは、まさに地域スポーツの基礎を支えていただいていると考えております。県として、観光スポーツ部ということで、これから新しい組織にしていくわけでありますので、やはりこれまでの発想を大きく変えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。学校や教育に軸足を置くことからもっと視野を広げて、広い意味での健康づくりや、今回障がい者スポーツと障がい者スポーツ以外を一体化していきますので、まさに共生社会をどうつくっていくかという観点、地域活性化全般とつなげていくということが大変重要だというふうに思っています。

これまで、スポーツ推進委員の皆さんや総合型地域スポーツクラブは、それぞれの地域で御活躍いただいているわけでありますけれども、これから、国スポ・全障スポに向けて、県内全体の活動をいい意味で調整、強化していかなければいけないというふうに思っています。これまでも研修会やアドバイスを行ってきていますけれども、今回観光スポーツ部に移管されることを契機に、人材のさらなる確保育成、そして、様々な活動と連携した上での総合型地域スポーツクラブの振興、こうしたことに積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。そのためには、我々県だけではできませんので、市町村をはじめ関係の皆様方としっかり課題、方向性を共有しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、国際交流について3点御質問をいただいています。

まず、欧州を訪問してどう感じたのか、そして今後どうそれを生かすのかという御質問であります。

欧州訪問で感じたことは様々ありますけれども、主に三つ申し上げたいと思います。

一つは、やはり世界の国や地域としっかりと知見を共有して、共に取り組んでいくことの重要性であります。

今回、環境問題や産業振興という観点で訪問させていただきました。例えば、ドイツは公共交通が進んでいるということで、ヘッセン州政府にお伺いしてきました。交通についていろいろと聞かせていただいたわけでありますけれども、逆にお尋ねいただいたのが、防災対策でありました。

朝、BSニュースなどを見ると、気候変動により、ヨーロッパをはじめ世界各国で大変大きな災害に見舞われる国や地域が多くなっているわけでありますけれども、日本は多くの災害に見舞われてきたということで、防災・減災の面で非常に進んでいるという評価をいただいています。

我々は交通について学ばせていただきたいと思っていましたけれども、先方からは、日本の防災対策は素晴らしいという御評価をいただいています。グローバルな社会で課題がますます共有化されつつありますので、冒頭申し上げたように、世界の皆さんとしっかり情報共有、対話を行う中で知見を共有して、それを長野県の発展に生かしていくことは非常に重要だというふうに感じたのが1点目であります。

2点目は、ヨーロッパの皆様方、とりわけドイツ、フランスの皆様方は、日本の文化や価値観に対する関心を非常にお持ちでいらっしゃいました。そば打ち、発酵食品、こうした食も含めて、日本に対しての関心が非常に高まっているというふうに感じたところであります。海外では和食がブームになりつつあるという状況でありますので、日本の文化をもっと世界に発信し、その反面、インバウンドのお客様をしっかりと長野県、日本にお迎えして観光につなげていく。こうした興味関心を長野県の発展につなげていくことが2点目として重要だというふうに感じました。

3点目は、ここでも何度も御答弁申し上げておりますように、経済がグローバル化する中で、様々な研究開発、産業面における連携について、改めて各国と協力関係を結んでいくことが重要だというふうに感じた次第であります。

こうしたことを生かしまして、例えば、EV、電気自動車関連企業の海外販路拡大を県としても一層強化していきたいというふうに思っておりますし、また、フラウンホーファー研究機構と共同宣言を行ってきましたので、秋にも職員を派遣して人的な交流を行っていききたいというふうに考えています。

また、観光機構に長野オペレーションセンター（仮称）を設けてまいります。現地コーディネーターとも連携して、海外誘客、特に高付加価値の旅行市場をターゲットとした取組を進めていきたいというふうに思っています。また、長野欧州貿易支援機構がパリに開設するアンテナショップを使って本県の伝統的工芸品のテストマーケティングを行っていききたいというふうに思っています。様々な知見の共有、そして文化の発信、さらには観光需要の取り込み、そして経済面での連携、こうしたものをしっかりと進めることによって、長野県の発展につなげていきたいと考えております。

続いて、新たな姉妹都市・友好都市提携を検討してもいいのではないかと御質問でございます。

御質問にもありましたように、本県は、河北省とミズーリ州以外の地域との間では、友好都市提携というような包括的なものではなく、分野別の覚書の締結等を行ってきたところであります。これは、長野県として問題意識を持っている分野に関係が深い、あるいは強みを持つ地域としっかりつながっていかうという目的意識でこうした取組を進めてまいりました。決して

姉妹・友好都市提携を排除するものではないと思っております。

ただ、姉妹・友好都市提携を行うとなれば、特定の分野、例えば産業面だけでなく、文化や人材育成など幅広い分野で息の長い交流が必要だと思っておりますので、ふさわしい相手がいて、そして先方も長野県に強い関心を持ってくださり、友好交流関係が長く続きそうな見通しが立てばそうした取組にも踏み出していくことが必要だというふうに思っております。

続いて、県立大学の国際交流の取組状況と課題認識という御質問でございます。

県立大学におきましては、御指摘のとおり、グローバル発信ということ掲げて取り組んできております。開学当初から、英語集中プログラムや全学生が参加する海外プログラムに取り組むということを行ってきました。コロナ禍の中で活動が十二分にできなかった側面はありますけれども、建学当初の考え方をしっかり持ちながら取組を進めてきていただいているというふうに考えております。

また、海外の大学との交換留学に関する連携協定も積極的に進めてきていただいているところでありまして、昨年12月現在で九つの学校と協定を結んでおりますし、私費での留学生の受入れも行っています。令和5年度の在籍者数は8名という状況でございます。

また、英語力の向上についても高い目標を掲げて取り組んできていただいているところであります。ただ、この点については、非常に高い目標を掲げていますので、さらなる改善が必要な部分というふうにも思っています。県としても、学生の皆さんが英語力をしっかり伸ばしてグローバルに活躍してもらえるように取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。県としては、中高生レベルでも英語教育をもっと充実していかなければいけないというふうに思いますし、県立大学の取組もしっかり応援していきたいというふうに思っています。

加えて、海外大学との連携交流についても県として応援させていただく中で、県立大学がよりグローバルな視野を持って学生を育て、発信していくことができるように取り組んでいきたいと思っております。

私に対する御質問は以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○**県民文化部長（山田明子君）** 私には共生社会の実現に向けた県の姿勢についてのお尋ねでございます。

県では、令和2年に長野県多文化共生推進指針を改定いたしまして、外国人への生活支援に加え、外国人と共に学び、共に活躍できる地域を創出するため、施策を総合的に展開しております。

施策におきましては、誰もが暮らしやすい地域づくりをはじめ三つの施策目標を掲げ、地域における日本語教育支援や多文化共生相談センターによる多言語での相談対応などに取り組ん

でいるところでございますが、今後、外国人材やその御家族の増加が見込まれる中、地域においてしっかりと受け入れる体制を構築することが一層求められているものと認識しております。

とりわけ医療機関における通訳につきましては高い専門性が求められ、市町村の相談窓口等では対応が難しいことから、外国人が安心して医療機関を受診できるよう来年度から多言語での電話医療通訳の環境を整備してまいります。

今後とも、外国人の皆様への生活支援を強化しつつ、地域の一員として共に学び、活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、市町村や関係機関と共に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君） 少子化対策という言葉が定例会ごとに出ない日はないと感じ始めたのはそんなに新しいことではありませんが、議員になって以降、十数年前からを振り返ってたどれば、子育てに対するまなざしは大きく変化していると思います。長野県ばかりでなく、我が国の全ての地方自治体は人口減少への危機意識をますます募らせ、もはやそれは脅威とも捉えられる様相です。若者の行動がその鍵を握り、さらに、女性に選ばれる県づくりを標榜し、若い女性への期待は最大に高まっています。

こうした行政の掛け声からすれば、女性の売手市場になり、経済の理論から言えば、働く場での処遇向上や環境改善が進んでいくと願いたいところですが、経営者、事業者が即応することや、取りも直さず、当事者である女性の意識や行動様式を変えようにもそうたやすくなくことから、現実には足踏み状態とも言えます。それでも、県が半歩、一步先へと動かすために提案され、また引き続き取り組む五つの事業について質問します。

若者施策であります。出会いの場の在り方に関し、ワチャワチャミーティングや新規事業のメタバースを活用したイベントなどが具体的に予算化されました。何を目指して開催するのか。これまでの代表・一般質問の答弁にそれらしきを見いだせるものの、その事業の趣旨が若い人たちに刺さるのかは未知数です。大人のもくろみや意図が見え隠れするように思われなりません。

学生である我が子に、こうした事業をどう思うか、参加してみたいか尋ねたところ、「多分就活の一種と思うのでは。予算がついているのならビジネスにしようとする人もいるかな。でも、自分はきっと参加しない。公にさらされるのは今あまり好まれないと思う」とのことでした。ただ、「まあでも、やってみればいろいろ分かるかも」とも話しています。卑近な例ですが、足元の若者の声として紹介しました。

これに関し、知事にまずお聞きします。将来を担う若者の交流促進に当たり、価値観の変化を踏まえた柔軟な思考で今の若者を理解し、若者に夢や自信を与え、彼らが様々なライフス

テージにおいて新たな一步を踏み出せるよう力を入れて取り組んでいくべきと考えます。いかがでしょう。

県が新年度に手がける人口減少の緩和と適応に関する四つのプロジェクトから真っ先に飛び出すのは、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト。そのトップバッターは子育てしやすい環境づくり、そして2番手が女性・若者が働きやすい職場づくりと提案説明で述べられました。

保育士不足解消と確保のために、有資格でも現場に従事しない潜在保育士活用ということで、その実態を把握し、どのような方法で復職してもらえるか、既に平成31年に実施された2万9,000人を対象とした悉皆的なアンケートで回答を求めた経過がありました。

そこで、高橋こども若者局長には、保育士の確保定着に向けて、保育士の給与や意識などを把握することが重要であると考えますが、県の取組について伺います。

過去の潜在保育士への調査結果から、職場の人間関係や業務量の多さを嫌って離職しているケースが多かったと記憶しています。しかし、それを乗り越えるために、手取りで幾らになる仕事かといった賃金体系が明らかにならなければ、移住支援したところで、やってきにくいと思います。かつ、もっと働きやすい環境をと願わない有資格者はいません。園内外の行事準備などに多忙感を抱く保育士も少なくないからです。いずれも重要なポイントです。

知事にお聞きします。保育士の処遇改善のみならず、保育士の業務負担を軽減し、働きやすい職場への環境改善が必要であると考えますが、県の取組についてお聞きします。

また、親の仕事の多様化から、集団で行う保育とは別に、ベビーシッターのようなマンツーマンの保育サービスへのオーダーも、近年、都会でなくても高まりつつあると言われます。そこでお聞きしたいのは、子供や子育て家庭の支援を一層進めるため、家庭で保育している保護者への支援を強化すべきではないでしょうか。県の考えを伺います。

保育の質を維持し、高めることも重要であり、未就学の子供たちに向き合う保育者に必要な情報や技術を提供している資源として、信州幼児教育支援センターがあります。開所からこの3月で5年を迎えるが、センターの取組がどのように現場で生かされているかを含め、その役割や現状について内堀教育長にお伺いします。

最後に、職員の働き方について、県では、職員の働き方改善や意識改革のため、かえるプロジェクトを掲げ、取り組んでおり、2月8日には職員対象の庁内対話集会を開いたところですが、そこで直接耳に入った職員の声を知事はどのように受け止め、知事自身が具体的にどう行動していくのかについて伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 4点御質問を頂戴いたしました。

まず、若者交流事業の進め方についてであります。

御質問にもありましたように、若い皆さんの意識と、私は60歳を超えていますけれども、60歳の我々が持っている価値観、認識は大分変わってきていると思っています。私がこれがいだろうと思って進めていることが、若い人たちから見ると恐らく全くつまらないという話になりかねないというふうに思っていますので、今回、我々が取り組もうとしている事業、例えば将来を担う若者交流促進事業についても、企画段階から大学生や若い社会人等に参画してもらおうと思っています。

これから少子化、人口減少の戦略を固めていくに当たりまして、ぜひ多くの若い皆さんと対話をしていきたいというふうに思っていますが、先日もまちづくりに関連して御答弁させていただいたように、意見を聞くとか対話をするということだけでは不十分だろうと思います。実際に若い皆さんに参画してもらい、あるいは中心になって取り組んでいってもらい、こうしたことをいろいろな分野で工夫していかなければいけないというふうに思っています。

私は、若い人たちは、社会課題について非常に問題意識を持たれている方が多いというふうに思っています。ただ、大変残念なことに、我々の力不足で、その問題意識が行政や政治になかなか結びついていないという問題があります。行政、政治を通じて社会を変えるのだという問題意識をしっかりと持ってもらえるように働きかける一方で、ぜひ若い人たちが中心になっていろいろな事業を具体的に進められるようにしていきたいと考えています。まちづくりのみならず、様々な分野でこうした工夫をしていきたいと思っています。まず、若者が交流を促進するための事業を若者が中心で企画し、実施に当たっても多くの若者の参画を得ながら進めていきたいというふうに思っています。

続いて、保育士の業務負担の軽減、働きやすい職場への環境改善が必要だと考えるがどう取り組むのかという御質問であります。

これは、令和4年度に東京都が実施した実態調査ですけれども、保育士を辞めた理由は、職場の人間関係が最も多く、その次は仕事量が多い、給料が安いということが掲げられています。処遇向上に加えて、働きやすい職場をつくっていくということも重要な課題だというふうに考えています。

これまでも、県と市町村の協議の場における子育て支援合同検討チームにおいてこうした問題を考えてきたところであります。例えば、ICTを活用した子供の登園管理、保育士資格を有しない方でもできる補助業務を切り分けて保育士の負担を軽くするような取組、既に先行的に行われている事例もありますので、こうしたことも共有しながら広げていきたいというふうに思っています。

今後も、ICT化や保育補助者の活用に取り組む市町村を県としてしっかり支援していきたい

と思いますし、保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組していきたいというふうに思っています。

職場の環境改善に取り組まれる保育所にしっかり対応していきたい、保育所との相談、助言をしっかりと行っていくことによってICT化の推進や保育士の確保が進むように取り組んでいきたいと思っています。

続きまして、家庭で保育されている保護者への支援という御質問であります。

今回、子育て家庭の応援をどうするかということを考えた際に、保育料支援に取り組ませていただくことを考えた一方で、保育所にお子さんを預けない方たちをどうするかということも頭の中でいろいろ考えさせていただきました。この部分は市町村に担っていただいているところがかかなり多いわけでありまして。一時預かり保育やファミリーサポートセンターなど、まさにこうした部分は市町村に充実していただくことが重要であるため、県としては運営費助成等を行ってきました。

ただ、その一方で、やはり利用料金の負担が課題ではないかというふうに思っております。子育て家庭の経済的負担を軽減するという観点で、今回、子ども・子育て応援市町村交付金というものを創設したいというふうに思っています。これは、市町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業を支援するというもので、未就学児を育てていらっしゃる御家庭を対象とした支援を行うというものでございます。一時預かり保育や予防接種に係る保護者負担の軽減などに活用していただくことによって、家庭で保育されている保護者に対する支援にもつながるというふうに考えております。こうした御家庭への支援の在り方については、引き続き市町村とも十分問題意識を共有しながら対応を考えていきたいと思っております。

最後に、職員の働き方改革に関連して、私と職員との対話集会における声の受け止めと、私自身がどう行動していくのかという御質問でございます。

県民対話集会をずっとやってきましたが、今年は職員との対話集会を毎月行っていこうと思っております。まずは2月8日に開催いたしました、非常にいろいろな御意見をいただきました。

仕事をどこまでやればいいのか分からない。やればやるだけ仕事が増えていく。ゴールがなかなか見えにくい。それから、決裁までのルートが長い。これは、判この見直しをやっているにもかかわらず何で多いのかなというふうに思っていますが、まだ変わり切れていないというふうに受け止めました。それから、スタンバイ時間、待機時間が長いと。多分知事レクもそうだと思いますし、議会対応もそうだと思いますが、いろいろところで職員が待機しなければいけない時間が多い。それから、褒める文化が少ないと。私も厳しいことを言うことが多いので反省しなければいけないと思いますが、やはりいいことをやったらしっかり褒めるというこ

とが組織全体で必要ではないか。それから、なかなか休暇が取りづらいという御意見。様々な組織風土改革に向けての率直な意見をいただいたところであります。

これは1回目でありまして、私としては非常に参考になりましたが、これで何か解決するわけではないというふうに思います。こうしたところから出てくるテーマを、今後毎月行っている対話の場においてより具体的な改善に結びつくようにしていかなければいけないというふうに思っております。

また、かえるプロジェクトを踏まえて、私も、五つの行動宣言ということで、自ら自分の行動を変えますという宣言をさせていただいています。例えば、勤務時間外は知事レクは行わないとか、知事レクでは紙の資料を受け取らないとか、毎週各部長と1 on 1 ミーティングを行うとか、こうしたことを宣言させていただいていますので、こうしたことを愚直にしっかり行って私の行動も変えていきたいというふうに思います。

また、職員との対話を通じてもっといろいろな意見が出てくると思っていますので、問題意識を共有して、具体的な県組織の行動変容につながるように私も率先して行動します。私が変わっただけではなかなか全体が変わらない部分については、部局長会議、あるいは政策会議等で問題を共有して、具体的な改善に結びつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には保育士の実態把握の重要性と県の取組について御質問をいただきました。

保育士の確保定着に向けて、保育士の現状を把握し、保育士不足の要因などについて分析していくことは重要であると認識しております。そこで、県では、令和元年度に行いました保育士就業意向調査に新たな調査項目も加えまして、今年度、長野県で保育士登録を行っている方々を対象に保育士実態調査を行っているところであります。今回の調査では、保育士として就業している方には給与や休暇などの状況、今後も保育士として働き続けるために求める勤務条件などについて。また、潜在保育士の方には、離職した理由や必要な就職支援策などについてお聞きしております。

このほか、現在、県内の保育施設や養成施設の学生の状況についても実態調査を行っているところでありまして、これらの調査結果も併せて取りまとめ、保育士の離職防止や潜在保育士の復職支援の検討などに生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○**教育長（内堀繁利君）** 信州幼児教育支援センターの役割や現状についてのお尋ねでございます

す。

信州幼児教育支援センターは、幼稚園や保育所、認定こども園等の園種を超え、オール長野による質の高い幼児教育の実現を目指し、保育者の資質向上や園と小学校との接続などを柱に事業を展開してきております。

保育者の資質向上につきましては、幼児の主体性を尊重した先進的な保育が行われている園を実践園として認定し、その園を中心にフィールド研修を行っております。この研修には、この5年間で延べ2,234名が参加しており、参加者が実践園に学び、自分の園の取組に生かすとともに、自園の取組について実践園や他園と意見交換を行い、改善を図っております。

また、園と小学校との接続につきましては、幼児期の育ちを小学校の学びへとつなげる園・小接続カリキュラムの開発を支援する資料を作成し、県内の園や小学校に配付しております。この資料を活用して研修会を実施した市町村では、園と小学校の職員が相互に保育や授業を参観し、子供の育ちや授業づくりについて語り合う取組などが行われるようになっております。

今後は、これらの取組を引き続き推進するとともに、実践園が各地域の中核になり、随時現地視察を受け入れて自律的に研修を進める仕組みづくりを支援し、長野県の幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）庁内対話集会をこれから毎月行うということですが、職員の声で何が最も刺さったのかということは、私はとても関心を持って見ています。監修者役の外部から集団皿回し状態と大道芸に例えられたこと、これを払拭、返上するのは、知事自身のかじ取りにかかっていますので、心して進めていただきたいと願い、私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、タクシーのライドシェアについて交通政策局長に伺います。

続木議員からも関連する質問がございましたが、ドライバーをはじめ、各業界の人手不足は、2024年問題の働き方改革も加わりましてさらに深刻化しています。

路線バスにつきましては、路線便数が減少し、県外からの運転手確保支援対策が予算案に計上されています。

タクシーは、全国的に日本版ライドシェアの導入が予定されておりますが、タクシー会社経由のライドシェアは、課題を十分に検討し、無理なくスムーズに地域に導入されるために十分

な準備が必要だと考えます。

そこで、交通政策局長に伺います。国では、4月から新たに一般ドライバーを活用したライドシェアを導入し、軽井沢でも4月開始に向けて準備が進められていますが、その仕組みと全国状況について伺います。

次に、知事の提案説明で、タクシー不足解消は急務であることから、長野県タクシー協会と連携しまして、日本版ライドシェアによるタクシー供給力確保を図りますとしています。県としては、ライドシェアを進める方向でしょうか。タクシー業界の考え方や、観光客に対しても、タクシー不足は利便性を損ない、マイナス要因であり、地域の自治体の立場も様々かと考えますが、タクシーを利用する利用者側としても、近年のタクシー不足は非常に不便で、夜間に自宅へ帰る利用者も何とか現状を変えてほしいと希望するところではありますが、交通政策局長に伺います。県のライドシェア導入に対する見解について伺います。また、利用者も交えた検討が必要と考えますが、今後の県の対応についていかがでしょうか。

次の質問に移ります。インバウンドやスポーツ推進と観光財源について観光部長にお聞きします。

依田議員の代表質問でも質疑がありましたが、令和6年度からスポーツ部門が教育委員会から観光部に移行し、観光スポーツ部が発足します。その効果は期待するところが大きいと考えます。スポーツ部門は、各種のアクティビティとして観光客の楽しみの多くの部分を占め、スキー、登山や、今ではサイクリング、アウトドアアドベンチャー、スポーツ観戦など、引きつけるものは多様で、長野県ならではのものが多く、有望な分野だと考えます。

また、スポーツとともに観光の大きな転換は、円安にも乗じて諸外国から日本に来るインバウンド観光需要が景気を押し上げております。伸び代の大きいインバウンドとスポーツ部門を融合させて大きく前進させることができる相乗効果を生み出すと考えます。

4年後の令和10年開催の国民スポーツ大会ではトライアスロンが正式種目に採用されておりまして、諏訪湖周で開催されます。本年6月23日には、諏訪湖周・八ヶ岳山麓トライアスロン大会が開催予定であり、将来的には海外の富裕層が長期に滞在してくれるようなスポーツイベントに育つよう、練習や視察でも観光の目玉となるよう準備が進んでいます。海外からのスポーツ合宿などには、MICE誘致促進事業補助金等の活用も考えられます。

そこで、観光部長に伺います。観光部にスポーツ部門が移行し、インバウンド需要を含めたスポーツ振興と観光振興の相乗効果が期待されます。トライアスロン大会などスポーツイベントは、海外の富裕層を長野県に招き入れる効果が大きいと考えますが、支援策はありますか。

次に、その場合の支援の財源として現在検討されております宿泊に関する課税などは、財源として年に30億から50億円の規模ということで大変有効と考えます。

観光部長に伺います。観光振興財源検討における全国の状況と県としての対応の方向性はいかがでしょうか。徴収を担う旅館やホテルなどでは地域への還元が期待されていますが、財源配分における県全体と地域のバランスはどう考えますか。

次に、観光支援策としての財源を考える場合に、新たな数十億円の財源により現在よりも幅広い支援が可能になると考えます。スポーツ関連の支援やインバウンド支援などについて観光部長に伺います。従来は実施できなかった分野への支援について、新たな財源で検討してほしいところですが、いかがでしょうか。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはライドシェアについて御質問を頂戴しました。

まず、ライドシェアの仕組みについてということでございます。

いわゆる日本版ライドシェアは、タクシーの乗務員不足を原因とします供給力不足の課題に対応しようとするものでございまして、これまで原則として認められていなかった一般ドライバーが自家用車を使用して有償運送することについて、タクシー事業者の運行管理の下で地域の自家用車、一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とするものでございます。

新たな制度では、タクシーが不足する地域、時期、時間帯に限定しましてサービスの提供が認められ、また、タクシー事業者が一般ドライバーの教育、運行管理、自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送の責任を負うこととなります。本制度に基づきます運送サービスを始める際には、ドライバーに対する研修教育のほか、原則として、配車アプリやキャッシュレス決済の導入が必要であることから、事前の準備が一定程度必要と考えているところでございます。

次に、全国の状況についてでございますが、網羅的に把握しているわけではございませんが、東京都、神奈川県、大阪府など都市部のタクシー協会等において制度開始に向けた準備が進められていると承知しているところでございます。

次に、ライドシェア導入に対する見解についてでございます。

本県でも、夏季の軽井沢をはじめ、冬季の白馬や野沢温泉などでタクシーの供給力不足が生じていると聞いているところでございます。

導入される予定のいわゆる日本版ライドシェアは、米国流のライドシェアとは異なり、新たな事業者の参入を解禁するのではなく、タクシー事業者の管理の下で雇用または委託した一般ドライバーが運行を担うことから、既存のタクシー事業者の事業活動の中で、その安全管理のノウハウを生かしながらタクシーの供給力不足を補うものとしまして、一定の効果が見込める一つの手法であろうと考えているところでございます。

今後の県の対応についてでございますが、本県としましては、今後、監督官庁でございます

北陸信越運輸局長野運輸支局、タクシー協会、各タクシー事業者、関係市町村、観光団体、タクシー利用者などによる会合を開催しまして、タクシー事業者の日本版ライドシェアの導入に向けた取組や課題を共有しまして事業者の取組を促していくとともに、長野県公共交通活性化協議会の地域別部会においても関係者間で取組状況等について情報共有を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には観光振興財源等3点御質問をいただきました。

初めに、インバウンド誘客が見込まれるスポーツイベントへの支援策についてでございます。

県では、国際的なスポーツイベントに加えまして、会議や展示会、インセンティブツアー等の招致によるインバウンド需要の創出を図るために、議員御指摘のとおり、MICE誘致促進事業補助金を設けまして、一定の要件に該当する場合には御支援を申し上げているところでございます。

続きまして、観光振興財源検討における全国の状況と県としての対応の方向性についてのお尋ねでございます。

コロナ禍が明けまして、観光需要の回復に伴い、全国において観光振興財源の検討が行われておりまして、宿泊行為に対し税負担を求める宿泊税が北海道や沖縄県、宮城県をはじめ複数の自治体で、また、一定の区域への入域行為に税負担を求める入域税が沖縄県竹富町で、税ではございませんけれども、山梨県では富士山の登山道使用に対する通行料が議論されているところでございます。

本県におきましても、県観光振興審議会に諮問しておりまして、現在、観光振興財源検討部会で宿泊という消費行為に関する税を軸に議論が進められているところでございまして、今年度中に検討結果を取りまとめでいただく予定となっております。その後、県としての考え方について改めてお示しするとともに、法定外税を創設する場合には、条例案を策定の上、議会で御審議いただくということになります。

また、財源配分における県全体と地域のバランスをどう考えるかのお尋ねでございますが、検討部会の議論におきましても、県全体の観光振興を図る上では市町村の役割も大きいことから、一定の財源が必要であり、地域の独自性を生かした観光振興施策にもその財源が活用されることが望ましいとされたところでございます。

県と地域の配分割合については、観光振興における役割分担を整理しつつ、市町村や観光関係事業者の皆様と丁寧に意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、新たな財源による支援でございます。

観光振興財源の使途については、検討部会において御議論いただき、今後取り組む必要がある観光施策例として、新規または今後充実すべき内容について取りまとめていただいたところでございます。その際、委員からは、観光振興財源は、これまで一般財源ではできなかったことや一定期間継続して取り組むべきものに活用すべきといったような御意見もございました。このほか、部会の中間取りまとめに対するパブリックコメントにおいても使途についての御意見が寄せられているところでございます。

今後、県として観光振興財源を導入する場合には、部会からの検討結果を踏まえつつ、議会をはじめ、事業者、市町村等関係者の御意見をお聞きしながら、効果的な使途について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）ライドシェアにつきましては、ぜひ利用者側にも業界側にも立って、メリットのある、より効果的な方法を検討いただきたいと要望します。

観光は、これからの長野県の景気と雇用を支える大きな産業となる可能性が大きいので、観光財源についてここで大きな変革をされ、旅館、ホテルにも希望がもたらされるような検討を願いたいと思います。

次の質問に移ります。保育士の確保及び養成について伺います。

保育士につきましては、先ほど高島議員からも処遇改善に関する質問がございましたが、保育士は、女性の社会進出の増加に伴いまして、この少子化の社会におきましてもその需要が高まり、保育士不足は県内の保育園で切実な課題となっております。

民間の短期大学など養成機関は増えてまいりましたが、現在不足している人材は、保育士に限らず、例えば介護福祉士などにつきましても同様で、就職後に他の職種に転職するケースが多いと聞きます。処遇等に関係してくる部分でございますけれども、心の折れない強靱な人材を育てるための養成機関の支援も必要であると考えております。

また、今回、県外からの移住に絡めまして、保育士の県内への移住に対する移住支援金600万円が予算案に計上されていますが、市町村と協力して支援するということで、現在県外で働いている実績のある保育士等に県内への移住を促して増加させることは、どの程度効果が期待できるのか。地道な、何年もかかるような継続的な積み重ねが必要であると考えます。

そこで、まずこども若者局長に伺います。保育士確保対策として当初予算案に計上された県外保育士確保の取組につきまして、狙いと効果をどう考えていますか。

次に、県外からの移住も兼ねた人材確保策は、幅広い効果が見込めるとは思いますけれども、県内の養成施設での養成、卒業生の県内定着を図ることも必要であると考えます。先般、保育

士や介護福祉士の養成機関の実情をお聞きする機会がございまして、就職後、様々なケースがありますが、挫折して他職種への転職が多いと聞きました。

職場の環境や、その職種についての体系的な理解、責任、使命についての深い考察につきましては、中学校時代から高校時代の福祉に関する教育体制の充実も福祉関係専門職の確保には必要な部分であると考えます。保育士や介護福祉士の養成機関のさらなる充実や支援が必要と考えます。

例えば、福祉大学校では、毎年50名近い質の高い貴重な保育士や介護福祉士を県内の市町村や施設に輩出しております。令和6年度からは、民間の保育園が学生の実習も兼ねて設置され、日々園児と直接触れ合いながら保育とは何かを学び、強い意識を身につけた保育士を輩出する体制が強化されてまいります。

そこで、知事に伺います。保育士不足が叫ばれる中、せっかく資格を取得し、就業しても、辞めてしまう人がいます。退職の理由は様々であると思いますが、県の保育士養成施設である福祉大学校において今後の保育士養成をどのように考えますか。

次に、四つ目の大きい質問に移ります。長野県史の編さんと女性史の取りまとめについてお聞きします。

長野県史の編さんにつきましては、教育長の議案説明では、引き続き有識者懇談会を開催して新たな長野県史編さんの大綱を策定するとしています。長野県史の原始・古代から近代までを見ますと、現在欠けています戦後現代史における長野県の歩みが大変重要であり、今後の県民の道しるべとして必要性を感じるところであります。現在の視点でどの分野をどのように記載するのか。また、どのように活用して、未来に向けた効果はどう考えるのか。関心が高まります。

そこで、教育長に伺います。長野県史編さんの進捗状況と今後の進め方、日程はいかがでしょうか。

次に、戦後の歴史におきまして、県史編さんと並べて、女性の活躍の記録にも大きな価値と今後の活用効果があると考えます。この4月1日に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が施行されます。女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指して、次なる時代をリードする新たな成長の源泉の原動力の一つとして女性の活躍を掲げています。第4条に国及び地方公共団体の責務、第16条に教育及び啓発に関心、理解を深めることを目的に明記しております。日々前進していく女性を取り巻くこの環境の変化を感じるところであります。

男女共同参画センターの一部を改築して令和6年度より諏訪湖環境研究センターが開所しますが、男女共同参画センターの1階には女性の歴史に関する図書を集めた貴重な図書室があり

ます。この貴重な資料を遠隔地でも利用できるようお願いいたしますけれども、県民文化部長にお聞きします。男女共同参画センターの図書室には長野県の女性関係の資料があり、諏訪湖環境研究センターの設置に伴い、本年の4月から利用が再開されますが、今後の進め方はいかがでしょうか。

次に、長野県には、男女共同参画の進展を今まで支え、他県にも増してリードしてきた歴史がございます。これを後世に残すことは、今後の長野県の男女共同参画を推進する礎ともなると考えます。

そこで、知事にお聞きします。男女共同参画のさらなる推進の観点からも、長野県の女性史の取りまとめをこの時期に実施する必要があると考えますが、長野県の女性の歴史についての御見解と、女性史を取りまとめることへの知事の御見解を伺います。

最後の質問に移ります。諏訪湖周の活性化についてお聞きします。

環境部長の議案説明要旨では、水質と生態系の調査研究を一体的に行う諏訪湖環境研究センターを本年4月に新たに設置して、センターで得られた科学的知見は諏訪湖創生ビジョンに生かすとしています。諏訪湖創生ビジョンで推進するとしている水草のヒシの対策や県民参加型予算で実施されたいかだ型の浮き魚礁による漁獲量激減対策及びしゅんせつ対策は、諏訪地域振興局の企画振興課で主催する各事業のワーキンググループで詳細に検討されて、順次進んできているところでございます。

いよいよこの4月に諏訪湖環境研究センターが開所し、地域の団体とも連携して環境学習の展開を進めることや、農政部や建設部にも事業の根拠となる科学的データの提供など大きな役割を果たしてもらいたいところでございます。

そこで、環境部長にお聞きします。諏訪湖環境研究センターが諏訪湖畔で4月に開所しますが、諏訪湖創生ビジョンの実現についてどのように関わり、諏訪湖環境研究センターとしての業務をどのように進めていく予定でしょうか。

次に、建設部長にお聞きします。

諏訪湖周の景観については、県景観育成計画の改定案の中で湖周に連続した重点地域を指定することを検討中で、市町の連携が図られるよう、また、調和の取れた景観となるよう、県景観審議会での検討が行われていると聞いています。また、河川空間のオープン化、水辺の活用は、以前より国土交通省が力を入れて全国展開しており、平成30年以降、諏訪合庁でセミナーが開催されてきました。

また、親しみのある護岸の建設や県民の水辺への親しみを進めているところでありますが、今年度行われた知事と諏訪市民との対話集会の場におきましても、河川との親しみある触れ合いの設備の設置要望などがございまして、防災面の治水対策の備えとともに、水辺への自然な

親しみが求められているところでございます。

建設部長に伺います。水辺の活用につきまして、国土交通省が進めている水辺対策の全国状況はいかがでしょうか。また、県としての取組と諏訪湖周の今後の予定を伺います。

次に、湖周のサイクリングロードについても、一周つながることで一体としてその効果が期待されているところでございますが、その活用方法についても、行政機関や観光団体で構成する諏訪湖周自転車活用推進協議会などにおいて検討されながら、どのように調整していくのか、注目されるところであります。

そこで、建設部長に伺います。諏訪湖周のサイクリングロードが令和6年度にいよいよ湖周がつながりますが、その効果をどう考え、今後どう生かしていくか。以上、建設部長にお聞きします。

〔県民文化部子ども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部子ども若者局長（高橋寿明君）** 私には県外保育士確保の取組ということで御質問をいただきました。

県内の保育士養成施設において資格を取得した卒業生につきましては、およそ9割の方々が県内で就職している状況であります。3歳未満児の保育ニーズの増加や配置基準の改善などによりまして、保育士需要が一層高まることも予想されております。

これまで、県外から県内の保育所等を就職先として選択する方々がいらっしゃることも、また、県外からの保育士確保を求める市町村からの要望もありましたことから、今回、県外保育士を呼び込む施策に新たに取組むこととしました。

そして、本県では公立保育施設が8割を占めることから、ほかの支援金では対象としていない公立施設への就職を希望する方々も対象として支援が受けられる制度を新たに設けることといたしました。県内の保育所に就職意向のある方々を対象に就職活動に係る旅費などを助成する就職活動支援金、そして、県外から移住し3年以上勤務しようとする保育士を対象に移住支援金を支給することで、より多くの方々に県内の保育所で働いていただくことを期待しております。情報の提供・相談から移住まで総合的に支援するとともに、市町村の移住相談窓口や保育所等の設置者とも連携して効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 私には2点御質問をいただきました。

まず、福祉大学校において今後の保育士養成をどう考えるのかという御質問でございます。

福祉大学校は、地域の皆様方に支えていただく中で保育人材養成施設として発展してきました。福祉大学校の卒業生、保育関係者の皆様方からは、保育業務の様々な課題に適切に対応し

てもらっているというふうに御評価をいただいていると受け止めております。しかしながら、保育ニーズは非常に多様化しています。福祉大学校も世の中の変化にしっかり即応していくことが重要だというふうに考えています。

御質問にもありましたように、令和6年4月には、福祉大学校構内に民間の保育事業者の方に認可保育所を設置していただくことになっています。保育時間等も長い、対象年齢もこれまで以上に拡大するということが、多様化している保育ニーズをしっかり受け止めた保育施設になるものと期待しておりますし、そうした施設において学生たちが経験を積むことによって、人材育成にとってもより深い取組ができるようになっていっていると考えております。こうしたこととに加えて、学生の皆さんの個性、あるいは適性に応じたきめ細かな進路指導等も行っていきたいというふうに思います。引き続き、子供たちにしっかり向き合っ、そして、多様化している保育ニーズにも十分対応できる保育士の養成に努めていきたいと考えております。

続きまして、長野県の女性の歴史と女性史の取りまとめについての見解を伺うという御質問であります。

これまでのいろいろな歴史は、どうしても男性目線で語られ、あるいは取りまとめられることが多かったのではないかと考えています。そういう意味では、必ずしも女性の活動が十分に評価、記載されていない部分があるのではないかと考えています。

ジェンダー平等が叫ばれ、また、多様性が尊重される世の中になりつつある今こそ、改めて女性の闇に光を当てて評価する、あるいは女性の視点をしっかり歴史に入れていくということが重要だというふうに思います。

現在、教育委員会で新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会を開催しておりますが、その場においても、他県においては、例えば県史の中に女性史編を編さんしているという例があるといったような御指摘や、女性、生活弱者など多面的な視点から歴史を描く必要性が指摘されているというふうに伺っているところであります。

私も、新しい県史においては、女性の政治参加を含めた取組や軌跡など女性の歴史についてしっかりと評価をした上で記載することが必要ではないかと考えております。こうした点を含めて、有識者懇談会において十分御議論いただきたいと思います。

また、これまでも女性団体、あるいはメディアによって、長野県の女性史が刊行されてきております。女性の歩みを後世に伝えていく上でも有意義な取組だというふうに考えております。今後こうした動きがあれば、県としてもできるだけ協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）長野県史編さんの進捗状況と今後の進め方等についてのお尋ねでございます。

長野県史につきましては、未刊行となっている戦後現代史を中心とした新たな長野県史の編さんを令和8年度から開始することを目指し、編さんの方針となる編さん大綱の策定に今年度から取り組んでいるところです。

編さん大綱の策定に当たり、専門的な知見や幅広い県民意見を反映するため、専門家や有識者、一般公募の方などから意見を聞く新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会を昨年8月に設置いたしました。

懇談会はこれまでに2回開催し、出席者からは、新たな県史が広く県民に親しまれるよう長野県らしいテーマの設定やデジタルアーカイブの活用を求める意見など、多くの御意見をいただいております。

今後は、さらに懇談会を重ねながら、本年秋を目途に編さん大綱を取りまとめる予定としております。編さん大綱策定後は、令和7年度に大綱に基づく具体的な編さん計画を作成し、冒頭申し上げましたように、令和8年度に新たな県史の編さんを開始する予定です。

以上でございます。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○県民文化部長（山田明子君）私には男女共同参画センター図書室の今後の進め方について御質問をいただきました。

男女共同参画センターの図書室には、ジェンダー、女性の就労、ワーク・ライフ・バランスや家庭、子育てなどに関する書籍や資料を約1,800点所蔵しておりまして、本年4月には、センターの改修を終え、閲覧や貸出し、ウェブによる蔵書検索などの図書室利用を再開いたします。

この再開に合わせまして、新たに近年関心が高まっている分野の図書を集めた新着図書コーナーや、男女共同参画週間や防災週間などに合わせた関連図書コーナーを設置してまいりますほか、男女共同参画に関する専門書を約15万冊所蔵する国立女性教育会館と連携した図書の貸出しを開始してまいります。

また、センターホームページやSNS、広報誌等を活用して、図書室や新着図書の紹介を行ってまいりますとともに、センターが実施するセミナーでの広報など積極的に情報発信を行い、災害を契機として、より多くの県民の皆様にご利用され、役立てていただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君） 諏訪湖環境研究センターの諏訪湖創生ビジョン実現への関わりと業務の進め方についてお答え申し上げます。

諏訪湖環境研究センターは、諏訪湖をはじめとする県内の河川、湖沼に関し、これまでになかった水質と生態系の一体的な調査研究により科学的知見を集積し、県施策などに反映する新たな調査研究機関として開設するものです。

特に、諏訪湖における貧酸素化、ヒシの大量繁茂、ワカサギの漁獲量の減少などの課題の解消に向けたエビデンスを得るため、新たな手法による調査研究を行うこととしておりまして、得られた成果を、諏訪湖創生ビジョンの推進に向けた県機関はもとより、地域の様々な施策に反映することにより、地域の皆さんと共にビジョンに掲げた「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」の実現を目指してまいります。

このほか、センター長に就任予定の高村典子博士の指導の下、国立環境研究所や信州大学などと連携した先進的な共同研究を進めるとともに、その成果を国内外に発信してまいります。

また、環境の学びの場として、次世代を担う小中学生等を対象とした学習会を開催するなど、地域から親しまれる施設となるよう努めてまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には2点質問をいただきました。

まず、水辺の活用について、全国の状況、県としての取組及び諏訪湖周における今後の予定についてのお尋ねでございます。

国土交通省では、にぎわいのある水辺空間を創出するため、原則として公的主体に限られていた河川敷地の占用について、特例として民間事業者の営業活動も可能とする河川空間のオープン化の取組を推進しており、令和4年度末現在、全国で116か所が指定されております。これまで、県内で指定した区域はまだございませんが、県では、民間事業者などを対象としたオープン化セミナーの開催、オープン化の要件である地域の合意形成に向けた自治体への助言など、必要な支援を行ってまいりました。これらの取組により、このたび、諏訪湖のオープン化に関し、岡谷市及び諏訪市において地域の合意形成に至ったことから、オープン化の指定に向けて手続を進めているところであり、今後指定となれば、県内初の事例となる見込みでございます。

続いて、諏訪湖周のサイクリングロードの整備効果とその活用についてのお尋ねでございます。

諏訪湖周サイクリングロードは、平成28年度に策定した諏訪湖周サイクリングロード基本計画に基づき、平成30年度から事業着手し、この3月に諏訪湖周の全線延長15.7キロメートルが完成予定となっているところでございます。

近年の自転車人気の高まりや諏訪湖が持つ良好な自然環境、景観に加え、諏訪湖周サイクリングロードの完成により観光客の増加につながることを期待され、また、先ほど御答弁した諏訪湖のオープン化と相まって、にぎわい創出に大きな効果が期待できると考えております。

また、UDC信州が支援している諏訪湖周りの市町では、諏訪湖と町なかのつながりを向上させる取組も検討されており、サイクリングロード利用者は市町をまたぐ移動が円滑になり、観光客の町なかでの滞在が延びるなど、町の活性化が図られることも期待されます。

いずれにいたしましても、今後は、地元観光協会などの関係機関、関係市町及び県などで構成している諏訪湖周自転車活用推進協議会などと共に具体的な活用方法の検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

最近の県政の課題につきましては、年々複数の部局にまたがる事案が増えていると考えます。諏訪湖の問題もそうですし、保育士をめぐる課題につきましても、部局の垣根を取り払い、連携して県民のための目的を達成することが、県民の笑顔を引き出す一番の対策ではないかと考えます。ぜひよろしくお願ひしたいと要望しておきます。

保育士などにつきましては、市中に潜在する有資格者のリカレント教育による再活用などの教育の場としても、養成機関を十分に支援し、活用するなど、健康福祉部門、子供家庭部門の一層の協力と工夫が期待される箇所だと思います。ぜひ健康福祉部、県民文化部、こども若者局の連携協力を密に進めていただきたいと思います。

女性史につきましては、今後の前進、飛躍のためにも、ぜひ土台として貴重な資料となると思いますので、県の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

諏訪湖につきましては、この冬は、温暖化の影響もございまして、6年連続で御神渡りがありませんでした。ただ、観光面では、周辺の旅館に宿泊された県外の方が、1月から2月にかけて、朝6時からの御神渡りを観測するツアーで諏訪湖畔に来られて、皆さんに見ていただけたと感じております。

諏訪湖のワカサギの採卵につきましても、大分遡上するワカサギが少なくなったということで、諏訪湖漁協は新たな採卵方法を研究しているというふうに聞いております。諏訪湖に飛来するカワアイサやカワウにつきましても、今年は非常に数が減ってきてまして、温暖化の影響もあって、諏訪湖まで南下してこなくても北の地域で越冬できるというようなことで、諏訪湖をめぐる環境状況は刻々と変わっております。その辺の科学的な状況をしっかりと諏訪湖環境研究センターに検討していただきまして、諏訪湖創生ビジョンの支えとなっていただきたいと思います。

います。

さて、知事には、この夏に、ぜひ諏訪湖に来ていただきまして、諏訪湖環境研究センターの所長さんや地域振興局長、建設事務所長、地元首長さんら関係者、もちろん私ども県議も一緒に泳いで、諏訪湖の水でつくったビールを飲んで、諏訪湖の水のきれいさ、豊かさを楽しんでいただきたいと思います。心よりお待ちしております。

令和6年度のしあわせ信州創造プラン3.0の実現に向けたさらに積極的な県政運営を期待しまして、一切の私の質問を終了します。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。ただいまから通告に従いまして質問を行います。

最初に、持続可能な農業の推進についてです。

政府は、農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正法案提出に向けて具体的な施策の内容を示しています。長野県の農業をどう守っていくのか、それぞれ質問をしていきます。

日本の農業の根幹をなす水田農業は、地続き、水続き、人続きと言われていています。最近では、高齢化や担い手不足等により、地域コミュニティの希薄化と相まって、この関係は崩れてきており、不作地や耕作放棄地が増加しています。県内の耕作放棄地の現状とその対応はどうなっているのでしょうか、伺います。

ロシアのウクライナへの侵攻により、小麦やトウモロコシの国際相場が上昇し、輸入に依存する危うさが浮き彫りとなり、改めて食料安全保障の重要性について気づかされるよい機会になっているのではないのでしょうか。

一方、今後、高齢化の進展や少子化を考えると、国内の自給可能な米の消費量を現状を超える水準まで引き上げていくことはなかなか困難と思われれます。今後も水田を耕作放棄地にすることなく、水田として持続していくためには、国内での消費活動はもちろん、輸出にも目を向けていく必要があります。

私が日頃利用している公共交通、しなの鉄道の車内には、長野県のお米が一番おいしいとか、

食卓にいつもおいしい長野米というキャッチフレーズのステッカーが貼られており、目に留まります。このおいしい長野県産米を、県が推進する海外で稼ぐNAGANO農産物輸出拡大事業の一環として、このほど東御市で米の輸出を手がける若手米農家集団、風土Link等を中心とした台湾での県産米の輸出に向けたPRフェアが実現しました。その内容と成果はどうであったか。また、ほかの輸出生産者における今後の販売ルートの確保について見通しをお聞きます。

秋になると、稲穂がこうべを垂れ、田んぼ一面黄金色になります。この景色を見ていると、農家はもちろん、消費者にとっても、収穫を迎える喜びを共に感じます。四季折々の田んぼの風景は、私たちの宝物です。宝物とは、「田からのもの」が変化したものと言われています。この水田を、稲作だけで活用するのではなく、今回のロシアのウクライナ侵攻による影響を考えると、戦略的な作物として小麦や大豆に本格的に取り組み、自給率の向上につなげていくことが肝要ではないでしょうか。特に、長野県はうどんやみその生産が盛んであり、小麦や大豆の需要は高いものです。小麦や大豆等を戦略作物として位置づけ、生産拡大を図っていくことが必要と考えますが、県の取組状況はいかがでしょうか。

構造改善事業が実施されてから数十年が経過し、特に中山間地域では、のり面の劣化が進み、土が流れ出る等により石が露出してきている箇所が増えてきています。地域活動の中で、農道、水路、のり面の草取り等を実施していますが、露出した石に草刈り機の刃が当たり欠損したり、傾斜地での草取り等安全性を確保する観点から課題となっています。このため、個人におけるのり面の修復、補修に対しても補助事業を検討してはどうか、伺います。

農林水産省は、2021年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、生産力向上と持続性の両立に向けて、2050年までに農林水産業のCO₂のゼロエミッション化の実現や事業系食品ロスの最小化など、食品産業、林野、水産なども含む14の目標を設定しています。その中で、化学肥料の使用量の30%低減や、有機農業の取組面積の割合を耕地面積の25%に拡大することを目指すとしています。環境に優しい持続可能な農業の推進に当たり、現在の有機農業の現状や県としての支援など今後の取組を伺います。

県産農産物の地域内での利用促進と需要に応じた生産拡大を図るため、県産農産物のエシカル消費の取組を推し進めるべきと考えます。

小中学校において地産地消の安全・安心なお米や野菜を提供し、子供たちに地域の農業や環境を知ってもらうことは、食育の向上にもつながり、持続可能で循環型社会へつながるものです。県内の学校給食における有機農産物の導入の取組状況、そして今後の方針について伺います。

地域資源の活用や文化風土の保存などの面から、知恵を出し合い、協力しながら活動するた

めには、女性ならではの視点は重要な役割を担います。先般行われました農業団体の方々との農業振興懇談会では、農村女性の意識向上のための他団体等との交流研修、女性活躍に関するアクションプランを積極的にアピールできる場の提供等、女性農業者から意見や提案が出されました。女性農業者への支援について、現状と今後の対応について伺います。

また、長野県農村生活マイスター制度発足から31年、会員の高齢化が進む中、新規会員が増えない現状の中で、マイスターに対する活動の充実が必要と考えますが、その対応について伺います。

農福連携は、農業を通じた福祉の向上につながるものと期待されていますが、農家から見ると、一歩踏み出しにくい、どのような働きができるのかといった不安の声も聞かれる中で、さらに農福連携が進むよう、福祉における課題と農業における課題の双方が解決し、互いに効果や利益を生む取組として重要性は増していると思われまます。まずは、障がいのある方々の福利厚生を充実させるため、作業スキルを上げ、作業工賃の向上などが必要となります。県として取組の状況、今後の対応について伺います。以上8点を小林農政部長にお聞きいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には8点御質問をいただきました。

まず、荒廃農地の現状と対応についてのお尋ねです。

県内の荒廃農地面積は、令和4年度時点で1万3,576ヘクタールとなっており、耕地面積の約11.5%を占めております。荒廃農地対策は、地域計画において明確化される守るべき農地に対して、発生防止と再生利用の二つの側面から取組を進めていく必要があります。

発生防止については、地域が共同で取り組む草刈り等の農地保全活動を中山間地域農業直接支払事業などにより支援しており、一定の効果を上げております。また、再生利用については、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用し、農地の再生整備を進めており、地域の農業者が中心となって、荒廃農地をワイン用ブドウ等の果樹団地に再生させた事例も生まれております。今後も、市町村や関係機関と連携し、優良な取組の横展開を図りながら荒廃農地対策を進めてまいります。

次に、台湾への県産米の輸出成果と今後の販売ルートについてのお尋ねでございます。

台湾の米輸入事業者やバイヤーを昨年9月に招聘したことを皮切りに、今年の2月にかけて、現地のスーパーや日系百貨店で長野県産米フェアを開催いたしました。その際、生産者自らが品質の高さとおいしさのPR等を行った結果、取引事業者や消費者から高い評価をいただき、複数のスーパーから新規取引のオファーがあったと伺っております。今後も、台湾に加え、香港、シンガポールにおいても安定的な取引を広めるとともに、新たにアメリカ・ハワイ州の日本食レストランなどへの販路拡大にも取り組んでまいります。

次に、水田を活用した小麦や大豆の生産拡大に向けた取組についてのお尋ねです。

小麦や大豆は、自給率向上の観点からも重要な品目と捉えており、県では、水田における米の転換作物として、従来から戦略作物に位置づけ、生産振興を図っているところでございます。生産を拡大するためには、排水対策の徹底や輪作体系の構築などにより品質や収量を向上させ、収益を確保することが重要であることから、生産技術研修会の開催や一定の品質要件を満たした小麦の買取り価格への上乗せ支援のほか、規模拡大に必要な収穫機械などの導入支援にも取り組んでいるところでございます。

次に、個人が行うのり面の補修に対する補助についてのお尋ねです。

地域の共同活動として農地等ののり面の補修を行う場合は、多面的機能支払交付金を活用することができ、県内では、705の活動組織が交付金を活用し、農地の保全活動に取り組んでおります。県では、新たに共同活動に取り組む地域への助言や、活動組織を対象にのり面補修を含めた農地の保全活動に生かせる技術講習会を開催するなど、地域ぐるみで取り組む活動を引き続き支援してまいります。

次に、有機農業の状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

本県の有機農業に係る直近5年間の状況は、有機JAS認証の取得者は22件増の93件、取組面積は103ヘクタール増の615ヘクタールと着実に増えてきており、令和9年度を目標とした県の有機農業推進計画において取組面積を850ヘクタールまで拡大していくこととしております。

県では、さらなる取組拡大に向け、国のみどり戦略も踏まえながら、地域ぐるみでの産地づくりを図ることとし、先進地域の事例紹介や市町村同士の意見交換を通じた横展開も進めており、今後、これらに加え、関係者の御意見も伺いながら、新たな認証制度の創設にも取り組んでまいります。

次に、学校給食での有機農産物導入に向けた取組状況と今後の方針についてのお尋ねです。

県内の小中学校と特別支援学校の給食において令和4年度に有機農産物を使用した学校は218校で、前年度の157校から増えている状況でございます。

県では、市町村や団体などが取り組む有機農産物の生産拡大や給食への提供などを支援するとともに、今年度から生産と給食の現場を結びつける食の地域内循環推進コーディネーターを設置したところでございます。今後も、市町村や関係部局と連携を図りながら、有機農産物がより多くの学校給食で活用されるよう取り組んでまいります。

次に、女性農業者への支援についてのお尋ねです。

県では、農村における女性活躍に関するアクションプランを策定し、経営の多角化に向けたマルシェ活動への助成や交流の場となる農村女性フェスティバルの開催などの取組を支援しております。

農村生活マイスターの活動の充実に向けては、新商品開発などの活動を支援するとともに、より多くの女性農業者が地域のリーダーとして活躍いただけるよう認定制度の見直しを検討しているところでございます。引き続き女性農業者の皆様との意見交換を通じて、現場の声を十分に踏まえながら女性が活躍しやすい環境づくりを進めてまいります。

最後に、農福連携の取組と今後の対応についてのお尋ねです。

県では、これまで、障がい者就労支援施設と農業者を仲介するコーディネーターの配置、農業者に農福連携の体験機会を提供するお試しノウフクの実施など、農政部と健康福祉部が連携し、取組を進めてきたところでございます。こうした取組により、令和4年度には、農業に取り組む障がい者施設は175事業所、受入れ農業者は94経営体と、いずれも5年間でおおむね1.5倍に増加し、徐々に拡大しております。

今後、農業者向けの先行事例のパンフレットの作成・配付や農福連携マッチングアプリの運用など、新たな取組を関係団体と一層の連携を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後、遊休農地をつくらないための地域計画を各市町村が策定することとされております。大規模農家をはじめ、小さな農地も含め、地域の農業に希望が見えるよう、新制度をうまく活用しながら計画策定をしっかりと支援し、農地の有効活用を図っていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

G I G Aスクール構想は、世界に先駆けて2020年度中に環境整備を実施するための補正予算を組み、1年でほぼ全国の小中学校に1人1台の端末が整備されました。個別最適・協働的な学び、働き方改革や、誰一人取り残されない学びの保障として、7割から8割の学校長が1人1台の端末の効果を認識していると言われております。コロナが落ち着いた現在、導入から3年が経過し、G I G Aスクール構想の検証とさらなる推進に向けた取組について質問いたします。

1人1台の端末導入による効果や課題について伺います。また、学校現場における教職員などの評価についてはどのようなか、伺います。

G I G Aスクール構想をさらに深化させるための施策や、今後の具体的な取組についてはどうでしょうか。機能の追加や不具合の修正、セキュリティーの強化など、端末の更新が迫る中、今後どのようなスケジュールで端末の更新を進めていくのかを伺います。

次のテーマです。中学校部活動の地域移行について伺います。

中学校部活動の地域移行をめぐり、県教育委員会は、今年1月31日、受皿となる地域クラブ

設立や指導者の確保を図る県内市町村を支援する方針を示しました。原則として全ての部活動を対象とし、休日の活動は2026年度末をめどに移行し、平日の活動は2025年度までの状況を検証して方針を改めて示すという内容です。

保護者からは、希望する活動ができるのか。活動場所への移動が困難。指導者が集まれるのか等の声を聞いています。また、教職員からは、指導者確保ができるのか。保護者からの不安な思いを相談されているといった声も聞かせていただきました。

教育委員会では、昨年6月から7月にかけて、生徒、保護者、教職員への中学生期のスポーツ・文化芸術活動アンケートを実施されています。これらを踏まえ、以下4点質問いたします。

既に取組が始まっている自治体10地区、16市町村の実証事業の取組や、生徒、保護者、教職員、市町村へのアンケート調査結果から得られた成果や課題は何でしょう。また、市町村どのように情報を共有していくのかを伺います。

生徒、保護者、教職員へのアンケート調査結果から、地域クラブ活動に求められているものとは何か、考えられるものは何かを伺います。

行動指針として示されたガイドライン案には、実証事業やアンケート調査の結果がどのように反映されているのかを伺います。

地域移行に向けた令和6年度の取組について、以上2項目7点について内堀教育長にお聞きいたします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 7点御質問を頂戴いたしました。

初めに、GIGAスクール構想の検証とさらなる推進について3点御質問を頂戴しております。

まず、1人1台端末の効果や課題、教員の評価についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、令和3年度に長野県ICT教育推進センターを設置し、年度ごとに1人1台端末の活用に関する目標を立て、子供たちの学びが充実するよう支援してまいりました。令和4年度は、「子どもたち全員が、クラウドによる同時共同編集により、意見交換ができる」を目標とし、年度内に約8割の学校が達成しております。

また、令和5年度の全国学力・学習状況調査では、「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対し、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は約95%であり、子供の学びにとってICT機器は欠かせないものとなってきております。

一方、令和5年度は、「子供たち全員が問題発見・解決の過程でクラウドを活用できる」を目標として取り組んできておりますが、学校間での取組に差が見られ、さらに支援が必要な状

況であると認識しております。

学校現場の教職員からは、児童生徒の個々の学習スタイルや進度に合わせた指導ができる。ウェブ会議システムを活用し、欠席している児童生徒に向けて授業の様子を配信し、本人の希望によって参加できる環境が作られる等の端末の有効性について評価する声が寄せられております。

次に、GIGAスクール構想のさらなる深化のための具体的な取組についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、全ての学校で1人1台端末の活用が日常に溶け込み、様々な場面で自然に活用されることを目指しており、特に活用が進んでいる県内小中学校3校をDXリーディング校に指定し、1人1台端末やクラウドを用いた優れた授業実践を全県に普及できるよう、有識者等と連携して研究を進めております。

DXリーディング校では、子供が自分のペースで課題を追求する中で、クラウドのチャット機能も活用しながら、必要なタイミングで友達や教師に質問をしたり、友達の考えを参考にしたりして、自分の考えを広げ、深めていく事業が日常化しつつあります。

今後は、このようなDXリーディング校の先進的な授業の様子を動画にまとめ、研修に活用できるよう、オンラインで各校に配信するとともに、これまで行ってきた訪問支援や出前講座などを一層充実させることにより、GIGAスクール構想のさらなる深化に努めてまいります。

端末の更新のスケジュールについてのお尋ねでございます。

市町村教育委員会が行う端末の更新は、来年度からの5年間で、端末1台につき5万5,000円を上限に、国から3分の2の補助を受け、進められていくことになっております。県内では、来年度、15市町村で更新が予定されており、令和8年度末までには約90%の端末の更新が完了する見通しとなっております。

なお、今回の更新では、児童生徒数の15%に当たる台数を予備端末として加えることができるため、端末の故障や不具合があった場合にも児童生徒の学びを止めることなく対応することが可能になります。県教育委員会といたしましては、端末の共同調達により市町村の事務負担の軽減を図りながら、市町村教育委員会の端末更新を支援してまいります。

次に、中学校部活動の地域移行に関して4点御質問を頂戴しております。

実証事業やアンケート調査から得られた成果や課題と市町村との情報共有についてのお尋ねでございます。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業や生徒、保護者、教職員、市町村へのアンケートから得られた成果としては、実証事業を行う中で、近隣市町村との広域的な連携、適切な指導者謝金や参加費の設定、生徒と地域クラブとのマッチングサイトの構築、生徒

の送迎支援等それぞれの地域の実情に応じた取組が進められたことなどが挙げられます。一方で、主な課題としては、指導者や生徒の移手段の確保に加え、地域クラブ活動の認知度の低さなどが挙げられます。

実証事業の取組やアンケート調査の結果につきましては、全ての市町村の担当者やコーディネーターを対象とした会議等で情報を共有しているほか、県教育委員会のホームページでも公表しているところです。

次に、地域クラブ活動に求められていると考えられるものについてのお尋ねでございます。

生徒、保護者、教職員を対象に行ったアンケート調査の結果から、地域クラブ活動について、現在の部活動よりも専門性の高い指導や生徒個々の希望に応じた活動、部活動にない種目などへの期待が高いことが分かりました。この結果を踏まえ、地域クラブ活動では、現在部活動で行っている種目を保障した上で、さらに種目の選択肢を増やすとともに、生徒のニーズに応じた活動を提供することが望ましいと考えております。

実証事業やアンケート調査のガイドラインへの反映についてのお尋ねでございます。

本県が目指す地域クラブ活動の姿、地域クラブ活動への移行の進め方や運営上の留意事項等を示した長野県地域クラブ活動推進ガイドラインを今年度中に策定することとしております。このガイドラインの案では、アンケート調査等の結果を反映して、生徒のニーズに応じた活動の保障については、種目の目安を示す。指導者の確保については、人材の発掘・確保に県と市町村が協力して取り組む。生徒の送迎等に係る保護者負担や指導者謝金、参加費の設定については、先進事例や実証事業を検証した上で研究するなどとしております。

最後に、令和6年度の取組についてのお尋ねでございます。

令和6年度における県の取組としては、まずは児童生徒やその保護者をはじめ多くの県民の皆様が地域クラブ活動への移行に対する認知と理解を促進するため、移行の目的や目指す姿、スケジュール等を広報し、機運の醸成を図りたいと考えております。

また、生徒のニーズに応じた多様な活動を保障するためには、指導者の確保が不可欠であるため、リーフレット等を用いて県民の皆様にご指導者登録を呼びかけるほか、スポーツ・文化芸術団体や企業、大学等にも協力を依頼して、人材の発掘を進め、指導者リストを作成する予定です。

さらに、市町村の実情や要望に合わせたきめ細かな支援を行うため、現在配置している総括コーディネーターを拡充し、市町村等からの相談をはじめ、説明会や指導者研修会での講師、複数市町村の連携による運営団体の設立に向けた支援などを行いたいと考えております。

県では、令和8年度末を目途に、まずは休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを目指しておりますが、令和6年度は41市町村で実証事業の実施が予定されており、市町村と連携

しながら地域クラブ活動への移行を進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

生徒や保護者、教職員へのアンケート調査は、任意とはいえ、それぞれ回答率が7%から15%という低さでした。情報発信の在り方の検討は大変必要ではないかというふうに考えます。実証事業の取組を周知し、子供たちの貴重な中学3年間が無駄にならないような地域クラブの在り方をみんなで真剣に考える場の提供も視野に進めていただくことを強く要望いたします。

次に、文化財の保護と活用について伺います。

昨年10月、危機管理建設委員会の視察研修を京都で終え、有志と共に京都府に移転した文化庁に出向き、今後の文化施策について担当者より説明を受けました。文化振興の新たな展開に臨む文化庁の令和6年度の概算要求では、文化財保存と活用の予算は令和5年度予算の1.5倍の385億円となっており、地域の誇りである文化財の保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進するための予算が示されています。

自然災害や火災などにより文化財の滅失が社会的課題となっている中、今回、長野県文化財保存活用大綱の原案が公表されました。市町村の保護計画策定にもつなげていくとしており、文化財を持つ市町村としても、また、地域としても大変心強いところであります。

最初に、現在の策定の進捗状況、それからパブリックコメントの反応、今後の予定について伺います。

東御市には、国の指定を受けた縄文時代の遺跡、戌立石器時代住居跡があります。そこには、地元有志により建てられた復元住居があります。この遺跡を守り活用していこうと保存会を立ち上げ、敷地内を整備し、縄文イベントを開催したり、徒歩15分ほどにある小諸市の寺ノ浦石器時代住居跡への遊歩道を整備するなど、地域ぐるみでの活動が始まっています。

市町村によっては、学芸員や考古学の知識を持つ職員の育成または配置の困難さから、文化財の保護や活用がなかなか進まない等の声も聞く中で、長野県では、市町村における文化財の保護と活用についてどのように考え、取り組んでいるのでしょうか。伺います。

文化庁では、京都移転を契機に、高付加価値旅行者の地方誘客による地方創生を実現するため、文化財の持続可能な保存・活用をプッシュ型で抜本的に進めるとしています。プッシュ型として文化財の活用に関する相談窓口の設置や文化財の活用に関するセミナー等の開催を挙げられています。こうした国の動きを受け、長野県では今後どのように考え、取り組んでいくのか、伺います。以上3点を内堀教育長に伺います。

最後に、阿部知事に伺います。

令和6年度より文化財に関わる業務が知事部局に移管されます。文化財の保存、そして活用について芸術文化振興と一体的に推進するとしていますが、期待される効果をどのように捉えているのかを伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 3点御質問を頂戴いたしました。

まず、長野県文化財保存活用大綱についてのお尋ねでございます。

県では、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要という認識の下、文化財保護法に基づき、長野県文化財保存活用大綱の策定を進めているところであります。この大綱は、県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すとともに、文化財の保存・活用の担い手等との連携活動の促進など、県が行う施策や市町村への支援の方針などを示すものであります。

これまで、大綱の策定に向け、市町村や県文化財保護審議会への意見聴取や文化庁との協議を経て、昨年12月の教育委員会定例会で原案を決定し、12月27日から1月25日までパブリックコメントを行いました。パブリックコメントでは、民俗芸能の継承や市町村との連携の必要性など248件の御意見をいただいております。現在は大綱への反映について検討しているところです。今後は、このパブリックコメントを反映させた大綱案について、文化庁との協議や関係部局との調整を行いながら、大綱を決定してまいります。

次に、市町村における文化財の保存と活用についてのお尋ねでございます。

市町村が文化財の保存と活用について定める場合には、文化財保護法に規定のある文化財保存活用地域計画を定めることとされております。この地域計画は、各市町村の取組の目標や具体的内容を記載した文化財の保存と活用に関する実施計画であり、県の文化財保存活用大綱を勘案しつつ作成するものと位置づけられております。

先ほど答弁いたしましたとおり、県といたしましては、地域社会総がかりで文化財とその価値の次世代への継承に取り組んでいくことが必要と考えております。そのためには、県と市町村が一体となって取り組むことが重要と考えており、県の大綱策定を契機に、市町村における地域計画の策定を促進してまいります。

市町村の地域計画策定に向けては、説明会の開催や相談への対応などの支援を丁寧に行ってまいります。さらに、そうした支援の中で、職員の育成や専門性の確保などの市町村が抱える課題に対しても寄り添いながら共に考えてまいります。

最後に、国の動きを受けた県の今後の取組についてのお尋ねでございます。

文化庁の京都移転を契機として、国が文化財の持続可能な保存・活用をプッシュ型で抜本的に推進しようとする動きは、県としても承知しているところです。

国の具体的な施策としては、文化財の活用に関する相談窓口の設置やセミナー等の開催が盛り込まれており、こうしたプッシュ型の動きは、全国の好事例を県内の文化財の活用に反映させる上で効果的な取組であると認識しております。県といたしましては、市町村や文化財所有者のニーズを捉えながら、この制度を有効に活用できるよう、施策の周知や文化庁へのつなぎを積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、文化財の保存と活用を芸術文化振興と一体的に推進することにより期待される効果をどう捉えているのかという御質問であります。

これまで教育委員会に所管してきていただいた文化財行政を知事部局に移管させていただきます。文化芸術施策を一体として推進していくことはもとより、様々な県の施策との連携を充実強化していきたいというふうに思っています。

地域に暮らす皆様方にとっては、歴史が刻まれ、そして先人の皆様方の努力が反映されているものが文化財だと思いますし、地域の誇りやシンボルになっているものもたくさん存在しています。また、県外、海外の方から見たときには、長野県の持っている文化財は非常に魅力的な財産、資源であり、また、信州といえば善光寺や松本城というように、ある意味本県全体のシンボルになっているものもたくさんあるわけであります。

そうしたことを考えると、この文化財を単に保存していくことにとどまらず、様々な政策としっかりつなげることによって、より一層活用を図っていくことが重要だというふうに考えています。例えば、文化財は、いろいろ工夫を凝らすことにより、観光資源としてもっと活用できるのではないかと思います。また、民俗芸能を地域の皆様方が守り育てていただいているわけですが、近年担い手が足りなくなっていて大変だという声をたくさん聞いています。まさにこうした価値を県外の皆さんともつなげることによって、地域間交流を促進し、文化財・民俗芸能を守っていくことにつながると思っています。

また、子供たちの教育においても、まさにこの歴史や先人たちの努力が結実している文化財を対話型鑑賞等で学んでもらうことによって、単に文化財、文化を知るだけでなく、本県の成り立ちや歴史もしっかり学んでいただくことができるというふうに思っています。

こうしたことを考えると、文化財は、どちらかというと保存に力点が置かれてきた傾向があると思いますが、もっと活用する余地があるというふうに思いますし、また、活用することによって守っていくことにもつながると私は思っています。守って生かす、生かして守る、表裏一体でございますので、文化財を現在に生かすという観点で取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

この文化財ですが、県内では、いわゆる観光地ではないところにおいても、美しい日本を感じられる伝統的な風景や町並み、歴史を感じられる様々な文化財が残されております。魅力的な地域がたくさんあります。

先ほど答弁がありました。知事部局に文化財が移管されることにより、地域の文化財と観光、文化財と教育、そして地域と観光など、部局を超えた横串の連携を図りながら、来訪者が学びを深められるよう、さらに文化財の保護と活用にも力を入れていただき、文化資源の魅力発信に努めていただきますよう要望し、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市選出、改革信州の小林陽子です。通告に従い順次質問いたします。

初めに、松本系魚川連絡道路の周辺の道路整備について質問いたします。

県は、松本市と新潟県系魚川市とを結ぶ約100キロメートルに及ぶ松本系魚川連絡道路、通称松系道路の整備を進めており、話が持ち上がってから30年を経て、令和4年度から安曇野道路の具体的な整備に着手しています。安曇野市内をはじめとする周辺道路の整備については、高規格道路の整備計画後の検討待ちであると聞いておりますが、大きな懸念だった松系道路の整備が進み出したことで、他の道路の整備に住民も期待を寄せているところです。

長野県観光部がまとめている観光地利用者統計では、ワサビ田などから成る安曇野湧水群においては生活道路及び観光道路の混雑緩和として、また、国営アルプスあづみの公園とも隣接する安曇野穂高温泉郷や堀金道の駅、楡の郷、烏川溪谷など北アルプスの山麓エリアにおいては、令和5年3月にジャパンアルプスサイクリングロードにも指定された山麓線、県道25号塩尻鍋割穂高線の歩道整備や、東西を結ぶ県道の危険な箇所解消など、住民や観光客の安全確保などの課題感があるかと思えます。松系道路の周辺道路の整備計画について建設部長にお伺いします。

次に、ジャパンアルプスサイクリングロードに関連して質問いたします。

毎年4月、5月に開催されるアルプスあづみのセンチュリーライドは、今年、16回目を迎え、残雪の北アルプスを臨みながら、松本市から安曇野を経由して白馬村まで駆け抜ける参加者数2,500人を超える人気のサイクリングイベントです。一方で、コースは生活道路でもあり、交通混雑、接触事故等の懸念もあり、沿道の交通量や利用実態を勘案して、歩道整備も含めた道

路整備は欠かせないと考えております。

また、ジャパンアルプスサイクリングロード全体でも、関係者の意見も踏まえて、めり張りある道路整備を進めるべきと考えますが、単にハード面にとどまらず、観光誘客とも連動させて、ソフト面の整備として推進することが重要であると考えます。

多彩な観光コンテンツを有する長野県において、サイクルツーリズムをどのように位置づけ、また、今後市町村やサイクリング関係者とどのように連携し、観光誘客につなげていくのか。県としての取組方針を観光部長に伺います。

続きまして、困難な問題を抱える女性への支援について伺います。

近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しています。コロナ禍において、外出制限が理由で家庭内のドメスティックバイオレンスが増加した、休校となった子供を家に置いておくことができず、女性が職を失って再就職が難しくなったなどが問題となりました。

本年4月1日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されます。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を規定し、女性の課題解決に対応するものです。県は、都道府県に義務づけられた基本計画の策定を進めており、現在パブリックコメントを募集している素案では、「広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築」「支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし」などの基本目標が示されています。困難を抱える女性が気軽に相談できる体制や民間団体との協働が重要と考えますが、今後の取組についてこども若者局長に伺います。

女性の困難な状況は、戦後の核家族化を背景に、家事、育児や介護の負担の多くを女性が担うため、非正規労働にならざるを得ず、賃金も男性に比べて低いという社会構造に起因していると考えられます。当事者である女性は、情報が少ないため、誰に相談したらいいかわからず、声を上げにくい状況にあると言われていています。やっとの思いで相談窓口に行っても相談しても、状況に共感してもらえず、たらい回しにされ、しんどかったという話も聞きます。

女性支援新法と県の基本計画の下、困難な問題を抱えた女性を保護することはもちろん、相談に耳を傾け、励まし、本人が望む形での生活支援や就業支援など、自立までの息の長い支援体制が求められ、県の女性相談センターや県・市の福祉事務所の女性相談員の役割は欠かせません。現在の女性相談員の配置状況と女性相談員を配置できない町村への県の支援についてこども若者局長に伺います。

次に、中高年単身女性への支援について伺います。

ダブルケアなどに直面し、仕事に就くことが難しい場合もあり、非正規など不安定な雇用では賃金や老齢年金が少ないため、生活に困窮するケースが増えていると認識しています。東京

を中心に中高年シングル女性が共に支え合うことを目的に立ち上げられた任意団体、「わくわくシニアシングルス」が2022年に全国の40歳以上のシングル女性を対象にインターネットで行った調査によりますと、就業者のうち、正規雇用は44.8%、非正規38.7%、自営業14.1%で、正規雇用は半数に満たず、年収は300万円未満が56.9%で、とりわけ非正規雇用、自営業の年収は200万円未満が過半数という結果でした。さらに、非正規雇用の人に雇用形態を選択した理由を尋ねたところ、正規雇用の仕事に就けなかったからと半数以上の人が回答したとのことです。

特に、40代、50代の就職氷河期世代は、バブル崩壊後の経済悪化の解消のために、非正規雇用者を増加させて賃金コストを削減した影響を受け続けていると言われていています。調査の考察では、女性は扶養されればよく、賃金は安くてよいという考え方が労働市場、社会を支配し、常態化していたとも分析しています。

この世代のシングル女性は、低収入、生活苦にもかかわらず、公営住宅の入居条件である年齢条件を満たさないため入居できず、子育て女性や若者を優先する就労支援制度も受けられません。自分自身の病気や将来の介護、仕事、収入面の不安など、悩み事は多岐にわたり、深刻です。この世代のシングル女性への支援が進まない場合、10年先、20年先に生活困窮者の急増が予想されることから、現在の困り事や老後の生活等について相談し、状況を改善していけるよう、アウトリーチ的な支援体制の構築が望まれます。このように、生活に困窮するシングル女性に県としてどのような支援を行っているのか、現状を健康福祉部長に伺います。

自殺防止対策について質問します。

本県の自殺者数は、令和4年は349人であり、1日およそ1人が自殺で亡くなるという深刻な問題です。平成29年から令和3年の平均を見ますと、年齢階級別では、特に30代から50代の男性の自殺者数が多く、男性、女性ともに独居の方の自殺死亡率が高い傾向にあります。また、20歳未満の自殺死亡率の平均値は、全国の中でも高い水準にあります。

自殺に至る要因の一つに鬱病がありますが、その原因は、職場や家庭での悩み、失業、生活困窮など様々であり、徐々に追い込まれた末に鬱病を発症する傾向にあります。鬱病になる前に相談する人がおらず、社会的孤立状態だった実像が浮かび上がります。

県が福祉関係機関等と密に連携し、伴走型支援やエンパワーメントを含め、鬱病発症前の相談の充実が必要と考えますが、県としての取組を健康福祉部長に伺います。

子供の自殺防止対策について、令和6年度事業として、子供たちに生きる力を与える講演会、自殺未遂者や鬱病経験者等による講演会を実施予定とのことですが、この講演会をきっかけに、子供たちが自ら考え、議論し、生きる力を育むことが重要と考えます。自殺防止対策の取組を全ての子供たちに届けるための今後の取組を健康福祉部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）松本糸魚川連絡道路周辺の道路整備に関するお尋ねでございます。

県道塩尻鍋割穂高線につきましては、豊里地籍の交差点において歩道整備を進めているほか、路側帯のカラー舗装など安全対策を進めているところでございます。また、ジャパンアルプスサイクリングロードにつきましても、安全で快適な走行ができるよう矢羽根標示等の整備を進めてまいります。

東西を結ぶ県道につきましては、幅員が狭く歩道がないなど通行車両の円滑な走行や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所について、事業効果の高いところから優先順位をつけ、順次整備を進めているところでございます。現在、県道穂高明科線の狐島地籍と県道小岩岳穂高停車場線の富田橋において拡幅事業を行っています。いずれの箇所も早期に効果を発現できるよう着実に事業を進めてまいります。

その他危険な箇所につきましても、安曇野市や地域の方々としっかり連携し、早期解消に向け事業を推進してまいります。

以上です。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）サイクルツーリズムの位置づけと今後の取組方針のお尋ねでございます。

自転車は、徒歩より行動範囲が広く、体を動かし五感でダイレクトに地域の魅力を感じることができると、ツーリング、グルメ、名所旧跡巡り、聖地巡礼など様々な目的で楽しむことができます。このため、サイクルツーリズムは、広域周遊、長期滞在の促進や、リピーターの獲得、さらにはインバウンド誘客につながることから、アウトドアをテーマに観光地域づくりに取り組む本県の大きな柱の一つと位置づけております。

御指摘のジャパンアルプスサイクリングロードは、雄大な自然と起伏に富み、他県にはない魅力を持った全県を1周するルートでございます。今後は、このルートを軸に、国、県、市町村、交通、宿泊、サイクリング関係者の皆様と幅広く連携協力する体制を構築いたしまして、ルートが分かりやすく走りやすい走行環境の整備でありますとか、サイクリスト向け休憩施設の設置やガイドの育成などの受入れ環境の整備、ホームページ等情報の多言語化やイベント出店によるPRの強化、地域や市町村等が設定しましたサイクリングコースとの連携などを通じ、ソフト、ハード両面での取組を進め、サイクリングを気軽に楽しむ観光客から峠越えにチャレンジするサイクリストまで、国内外の多くの方々を訪れる長野県を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には困難な問題を抱える女性への支援に関しまして二つ御質問をいただきました。

まずは今後の取組についての御質問であります。

今回の新たな法律によりまして、これまで国の通知等で支援の対象とされてきた方々が、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」として法律上明確化されます。県では、新たな法律の施行に伴いまして、条例を新設するとともに、支援に関する基本計画を策定し、新たな支援の枠組みによりましてこうした方々への支援を行ってまいります。

議員から御指摘のありました女性が相談しやすい環境づくりや民間団体との協働の必要性につきましても、計画策定のために意見を伺った有識者懇談会でも御意見がありました重要な課題であると認識しております。これまでの相談は、主に電話または面接により行ってまいりましたが、今後は、若年層の女性が相談しやすいように、ホームページやSNS等による情報発信を充実させるとともに、電子メールや問合せフォームを活用した相談を受け付けてまいりたいと考えております。

また、これまでは女性への支援を行う民間団体と県との協働が十分に図られてこなかったことを踏まえまして、県内外のNPO法人等の民間団体を掘り起こし、民間シェルターにおける一時保護を検討するなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

今後、3月中に基本計画を策定し、新年度より、この計画に基づきまして、不安や悩みを抱える女性に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、女性相談員の配置状況、それから相談員を配置できない町村への支援についてのお尋ねであります。

女性相談員は、令和5年4月現在で、県では、女性相談センターに2名、保健福祉事務所に10名の計12名を配置しております。また、それに加えて、19市全てで配置されておりました、市の合計は25名であります。県、市、合計で37名の相談員を配置し、女性から多様な相談を受け付け、必要な支援につなげているところであります。

現行の法令には町村について相談受付の規定がないことから、県の保健福祉事務所の女性相談員がその業務を行っておりますが、4月に施行される新たな法律では、町村においても相談員の配置が努力義務となります。今後、町村においては、新たな相談員の配置を検討することになりますが、県としては配置を検討する町村へ助言を行うとともに、女性相談支援員等を対象に必要な知識やスキルを習得するための研修の開催など、引き続き必要な支援を行ってまいります。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君） 合計3点御質問をいただいております。

まず、中高年の単身女性、特に生活にお困りの方への支援についての御質問でございます。

長野県では、県と19市が連携いたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく生活就労支援センター「まいさぼ」を県内27か所に設置し、生活にお困りの方の御相談をお受けしております。まいさぼでは、就労や住まい、ひきこもりなど多様な相談に対応するため、相談支援員のほか、家計相談支援員や居住・就労支援員、伴走コーディネーターなどを配置し、相談者の状況に応じてアウトリーチによる相談支援も行っております。

また、この11月補正によりまして、経済的理由により就職活動を行うことが困難な相談者に対し、就職活動に必要な交通費や通信費などの費用を支援する生活困窮者就労支援強化事業を開始したところでございます。今後とも、中高年の単身女性を含めた生活にお困りの方に寄り添い、その状況や御意見を踏まえてニーズに適切に対応した支援に努めてまいります。

次に、自殺防止対策に関して2点御質問をいただいております。

まず、鬱病発症前からの相談の充実が必要ではとの御質問でございますが、本県では、第4次長野県自殺対策推進計画におきまして、生活困窮者、働き盛り世代の自殺対策を重点施策に位置づけ、家庭や職場での悩みに対する相談体制を充実することとしております。

まず、心の健康一般につきましては、精神保健福祉センターのこころの健康相談統一ダイヤルや保健所で相談をお受けしておりますが、このほかに、生活困窮者への対応としては、ただいまも申し上げたまいさぼにおいて、仕事や健康、生活等の悩みに寄り添い、アウトリーチを含めた伴走型の相談支援を行っております。

働き盛り世代への対応といたしましては、産業労働部において労働教育講座等による職場でのメンタルヘルス対策やハラスメント防止対策を進めるとともに、労働者や事業主の労働相談を実施し、必要に応じて産業カウンセラーによる特別相談を実施するなど、労働に係る相談の充実を図っております。これらの相談窓口について広く周知を行うとともに、鬱病発症のおそれのある方が適切な相談を受けられるよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。

最後に、子供たちの生きる力を育むための講演会等についての御質問でございます。

来年度実施する予定の子供たちに生きる力を与える講演会は、例えば地元出身のアスリートなどに自分の経験や思いを語っていただき、夢や自信を持ってもらうことを目的としております。また、自殺未遂者や鬱病経験者等による講演会は、鬱病等を克服した方の経験を子供たちに伝え、自殺防止に資することを目的としております。

これらの講演会については、学校単位での実施としていただいておりますが、その内容

をより幅広い子供たちに聞いていただけるよう、例えば講演会のアーカイブ配信の学校への周知など、より効果的な方法を県教育委員会と連携して検討してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）困っている人、生きづらさを抱えている人を発見して、独りにせず、みんなですべて支えていけるような地域、長野県を目指していければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、長野県の農村の維持振興について伺います。

人口減少下において、あらゆる分野で人手不足の問題が顕在化しています。農業も例外ではなく、私の地元、安曇野の状況を見ても、離農や兼業農家の減少が急速に進んでおり、親世代が亡くなっても、離れて住んでいる子供世代に連絡がつかず、水田や水路等の維持ができなくなっているケースも増えていると聞いています。

長野県は、農業を基幹産業として発展してきた県であり、農業に理解がないと成り立たない地域であると認識しています。農家と非農家が混住する都市近郊地域も含め、農業の重要性を再認識し、農業を持続可能なものとしていくことについて県民の理解を促進していくべきと考えますが、所見を知事に伺います。

農業が暮らしに根づいている農山村地域は、村を維持するためにも、人が住み、土地を守り、なりわいとして農業を行い、血の通った地域をつくることが重要です。地域特有の資源を最大限に生かしつつ、新しい視点を取り入れて地域振興を図ることが必要ですが、農山村地域の多くは、このような視点を持つ次代を担う若者や女性が極端に少ないのが現状です。農山村地域の現状と課題について、県としてどのような認識を持ち、対策を行っていかようとしているのか。しあわせ信州創造プラン3.0の「輝く農山村地域創造プロジェクト」の今後の取組の方向性と、モデル事業の波及効果を含め、県全体として目指すビジョンを知事に伺います。

起業・スタートアップ支援について伺います。

国は、2022年をスタートアップ創出元年とし、各種政策の推進を始めています。経済産業省が発表した「スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」と題した趣意書では、戦後の創業期に次ぐ第二の創業ブームを実現すべく、スタートアップの創業や規模拡大、成長の加速、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて日本にスタートアップを生み育むエコシステムを創出するとし、スタートアップ企業による社会課題の解決や雇用創出への期待感を示しつつ、官民による様々な支援策を示しています。

長野県は、身近な地域の社会課題を解決するソーシャル・ビジネス支援に力を入れています。社会課題の解決の担い手の育成は、人口減少社会において大変意義のあるものと考えます。

一方で、簡単に解決できないのが社会課題と言われるゆえんであり、事業体の将来の自立に向けて丁寧な支援の継続は欠かせません。県が行っている長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金でこれまでに支援した事業者の事業の進捗と伴走支援の状況を伺います。

社会課題解決の担い手を増やす手だてとして、女性起業家の発掘、育成が効果的と考えます。数字に強い、謙虚である、生活や社会の課題に直面しており、当事者意識が高く、対策を考えられるなど、女性ゆえの強みがありそうに思う一方で、課題としては、資金調達、安定した売上げなど一般的な起業の課題に加え、家庭と仕事の両立、女性の経営者が少なく気軽に相談できる人がいないなど、女性が起業を考える際の課題は少なくありません。女性起業家を支援する上での課題と今後の取組を伺います。

ソーシャル・ビジネスの中から大きな事業への成長が期待できるものもあろうかと思えます。県では、日本一創業しやすい県を目指して起業・スタートアップ支援に取り組んでおり、起業が県内経済の活性化の起爆剤となることを期待しているというメッセージと認識しています。起業する側も、県の後押しを得て取り組むのは心強いものですし、チャレンジに肯定的な地域であるという雰囲気をつくることにより、地元の若手も、新たに志を持つ方にも、また県外からの移住者などにもチャレンジに前向きな好循環を生み出すものと考えます。

ついては、県が特に推進したい分野、例えば再生可能エネルギー、水、環境、農林水産業など、言い換えれば、県の課題感が高く、民間スタートアップの力を借りて推進したい分野をより具体的に示し、重点的に支援してはどうかと考えます。成長が期待できるスタートアップに対する今後の支援方針について伺います。以上を産業労働部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、農村地域のありようが変化する中で、農業を持続可能なものとしていくことへの県民の理解を促進していくべきと考えるがどうかという御質問であります。

農業・農村は、多面的な機能を有しているところであります。食料の生産活動が行われる場であると同時に、美しい景観を守っていただいていますし、また、水源の涵養、水田であれば洪水の防止といったような機能もあるわけでありまして、私たちが暮らしていく上では、この農業・農村をしっかりと守り、引き継いでいかなければいけないと思っています。まさに宇沢弘文先生がおっしゃる社会的共通資本の一つの代表例だというふうに思っています。

そうした中で、農村においては、移住者の増加、農業の担い手の世代交代、都市化の進行、こうした中で、人々の価値観も大分変わりつつあるというふうに思っております。農業や農村での暮らしというものに対する受け止め方、感じ方も様々になっている中で、農業を持続可能なものにしていく上での課題も出てきていると承知しております。

例えば、農作業を地域の皆さんが総ぐるみ、地域ぐるみで行うような事例や、地域の合意で早朝からの農作業開始時間を遅らせようという動きも出てきています。関係する皆様方がお互いに理解を深めていくこうした取組は、非常にいい方向性ではないかというふうに思っています。こうした取組によって相互理解や協力関係が広がっていくことを期待しておりますし、また、制度面等県として対応できることがあれば必要な協力を行っていきたいというふうに思っております。

もう一点、輝く農山村創造プロジェクトの取組の方向性とビジョン、それから、農山村地域の現状と課題についてどういう認識を持って対策を行っていかうとしているのかという御質問であります。

まず、農山村地域は、日本全体の人口減少の中でも、とりわけ早く人口減少が進み、そして高齢者の割合が非常に多くなっているということで、日本自体が課題先進国と言われていますが、その中でも課題先進地域だというふうに思っています。

その一方で、豊かな自然や歴史文化的な資源など様々な価値も有するわけでありまして、近年、そうした価値の魅力に着目して、地方回帰の動きがあり、また、若い人たちも、都会だけではなくて、こうした地域の資源にも注目してもらおう動きが出てきているということは大変ありがたいことだと思っています。

こうした動きを考えれば、単に都市化を目指す、都市の物まねをするというような発想では農山村地域の活力を生み出すことはできないというふうに思っています。むしろ、大都市には逆立ちしても生み出せないような価値をしっかりと地域の強みとして認識して発展させていく、生かしていくということが極めて重要になってきているというふうに考えています。

こうした観点から、新時代創造プロジェクトの輝く農山村地域創造プロジェクトを進めていかうということで、来年度からは、飯綱町、根羽村と共に取組を進めていきたいと思っています。まさに都市を後追いするのではなく、地域の強みを生かして、独自の方向性をしっかりと持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

御質問にもありましたように、価値をどう生かすかということは、多くの皆さんの多彩な視点や未来をしっかりと描けるようなビジョンを持ちながら取り組むということも重要だというふうに思っています。基本的には、地域の皆様方が主体的に考え行動していただくことが重要であります。県としてもしっかりとサポートをするチームをつくって、まずはこの両町村を県全体でしっかりと応援していきたいというふうに思っています。

また、単に産業振興ということだけではなく、女性・若者の活躍、関係人口の増加、こうした複合的な価値を生み出していくことができるように県としても最大限支援をしていきたいと思っています。こうした取組を通じていい事例を生み出すことによって、他の地域にも展開を

図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には起業・スタートアップ支援につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金で支援しました事業の進捗と伴走支援の状況についてでございます。

少子高齢化や地球温暖化などの環境変化に伴いまして社会課題が多様化している中、ビジネスの手法を通じて社会課題の解決を図るソーシャル・ビジネスが注目され、県内でもいわゆる社会起業家が増えてきております。

県では、社会起業家を支援するために、令和元年度から長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金による助成を実施しておりまして、これまでに94人の起業家を支援してきております。支援対象者は、現在までのところ、おおむね順調に事業を継続しておりまして、事業拡大に伴いまして、個人事業から法人形態への転換を予定している方も出ていらっしゃいます。

また、起業後も安定的な事業収益による持続的な経営につなげるため、産業振興機構に伴走支援員を配置し、各種補助金の活用法や販路開拓、人材確保策などビジネス上の様々な課題への対応をサポートしております。引き続き本支援金の活用によりまして、社会起業家の育成に向け積極的な支援を図ってまいります。

次に、女性起業家を支援する上での課題と今後の取組でございます。

長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金におきまして、採択者全体の4割が女性起業家となっております。子育てや介護など地域とのつながりの中で感じている課題をテーマにした取組が多く、社会課題解決の担い手としての女性の活躍が広がってきております。

一方、一昨年産業労働部で実施しました女性起業家との政策対話におきまして、新しく事業を始めようとしても相談できるつながりが少ない、女性が気軽に相談でき、思いに共感してもらいながら事業の相談をしたいとの声が寄せられたところでございます。そこで、今年度から、信州スタートアップステーション内に女性起業相談窓口を開設いたしまして、女性コーディネーターによる相談体制を整備したところ、女性の相談件数が、本年1月末現在で、前年同期比115件、85%増加の251件と大幅な増となっております。潜在的な女性起業家の多さを改めて認識したところでございます。

引き続き女性が起業しやすい環境を整備するため、本相談窓口におきまして、仕事と家庭の両立の仕方など女性が起業家として活動する自信を持っていただくサポートを実施していくとともに、本年1月に開設いたしました創業支援の総合ポータルサイト、名称をSHINKIと

言いますが、この中に設けました女性起業家向け専用ページによる支援情報の発信にも努めてまいります。

最後に、成長が期待できるスタートアップに対する今後の支援方針についてでございます。

ソーシャルビジネスを含めた比較的事業規模が小さい起業にも丁寧に支援を行い、起業の裾野拡大を図る中で、環境問題や農林水産業などの分野で活用できる製品・サービスを手がけるスタートアップも出始めてきております。このため、短期集中型伴走支援のアクセラレーションプログラムや、ファンドからの投資による資金調達支援に加え、県内大学や関係部局と連携した支援を進めてまいります。

さらに、新年度からは、スタートアップと県内企業との協業を進める取組を新たに開始することとしておりまして、こうした取組を通じて、県が推進したい分野や成長が期待できる分野に対する支援を強化してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）本県の農業、農山村がつくってきた美しい景観をはじめとして様々な価値が見直されて、また生かされて次世代に継承される一方で、社会課題を解決するような産業もこの長野県から生まれ、大きく育っていくことを期待しまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（埋橋茂人君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）大町市選出の奥村健仁であります。少子化対策についてお伺いいたします。

まず、令和6年度少子化対策の予算についてお伺いいたします。

現在、県では、しあわせ信州創造プラン3.0を基本とし、県民の希望をかなえる少子化対策と人口減少を前提とした社会づくりに向けた取組をさらに深化、加速させていくため、長野県少子化・人口減少対策戦略方針を策定し、2月6日にその案が発表されました。戦略方針の中では、出生数は第2次ベビーブーム以降ほぼ一貫して減少が続き、2022年には1万2,143人と、直近20年で4割も減少しています。

このような状況の中、新年度予算編成においては、福祉医療給付事業において、乳幼児等に対する県の補助のうち通院の対象年齢を小学校3年生から中学校3年生までに拡大し、制度の充実を図ることとされております。子育て家庭の経済的負担を軽減するためには、支援は必要なことではありますが、一方で、このような給付型の事業は、簡単にやめることはできず、また継続的な財源の確保という課題もあります。制度の拡大による支援は当然今後も継続して実

施していくことと思いますが、今後の財源の見通しをどのように考えているのか、玉井総務部長にお伺いいたします。

次に、少子化・人口減少対策戦略方針案についてお伺いいたします。

戦略の取組の柱に「若い世代の実質所得を引き上げる」と掲げられております。少子化に歯止めをかけるためには、結婚、出産、子育てに対し若い世代の皆さんがどのような人生設計を描けるかが重要であると考えております。今後の生活において安定した明るい見通しがなければ、少子化には歯止めがかけられないと思っております。若い世代の実質所得を引き上げることは非常に重要なことであると考えますが、実際どのような施策を検討しているのか、現段階でのお考えをお聞きいたします。

次に、先ほど質問させていただきました若い世代の皆さんが明るい見通しを描けるような実質所得の引上げとともに重要なのが、働き方であります。生活をしていくため、あるいは出産や子育てをしていくためには、働いていくことが必要であります。子育てしやすい環境を整えることは非常に重要であり、戦略においても子育てと仕事の両立を当たり前にするように掲げられています。特に、県内企業における職場環境の整備が急がれていると思っております。実際どのような施策を展開していくのか、お考えをお聞きいたします。

次に、現在、若い人の中には、仕事に追われて、休日は仕事のために家でゆっくり休むという方も少なくないとお伺いいたします。若者や女性を含め、働く人たちが私生活と仕事のバランスが取れ生き生きと生活していくことは、非常に重要なことであると思っております。

戦略の取組の柱にも「女性・若者をひきつける仕事とまちを創造する」と掲げられています。女性や若者が活躍している町は、非常に魅力的で活気があります。特に、若手起業家への支援などの方向性が示されておりますが、自由な働き方が可能である起業を促進することが特に有効であると考えます。具体的にどのような取組、展開を検討し、どのような効果を狙っているのか。現段階でのお考えをお聞きいたします。以上3点を田中産業労働部長にお伺いいたします。

次に、新たな観光振興財源についてお伺いいたします。午前中に宮下議員からも質問がありましたが、私からも質問させていただきます。

私は、昨年9月定例会の一般質問において、新たな観光振興財源について質問をさせていただきました。この質問において、新たな財源としては、受益と負担との関係性の観点からすると宿泊税を導入することが望ましいと提案させていただきました。

その後、11月に設置された観光振興財源検討部会では、4回の検討部会を経て、このほど中間取りまとめ、報告書案をまとめていただき、宿泊税を念頭に議論が進むこととなりました。今後パブリックコメントをまとめ、3月には答申いただく予定とお聞きしており、観光事業者

をはじめ県民の幅広い理解が得られる結果となりますよう最後まで十分な議論を尽くしていただくことを期待しております。

多くの観光資源を有する本県の観光振興を支えるには、検討結果にもありますように、今後人口減少により県財政が厳しくなる中、独自の自主財源を確保することは必要不可欠であり、一方、多くの観光資源があるがゆえに、今後この財源をどのように活用していくのか。市町村をはじめ観光関係者に十分な理解と協力をいただくことが重要だと考えております。

過日、県と小規模宿泊施設経営者が意見交換をした記事を新聞で拝見いたしました。私も、先日、選挙区であります大町市内の宿泊事業者がこの件について御意見などを伺う機会があり、事業者からは、やはり具体的な使途と配分について分かるように説明してほしい旨の意見をいただきました。このたびの中間取りまとめでは、具体的な使途や配分は今後県が策定する観光ビジョン（仮称）において示すとされております。

そこで、お聞きいたします。

まず、この宿泊税を導入する場合、そのスケジュールについてお聞きいたします。

次に、経過を見ますと、市町村とのワーキンググループ会議や市長会、町村会との意見交換などが実施されております。この中でも、財源の配分や使途について柔軟な制度設計を求める意見となっており、現在パブリックコメントを募っているところではありますが、私は、宿泊施設経営者などの意見をお聞きすることは、理解をいただく上で大変重要なことだと思っております。今まで宿泊施設経営者などとの程度意見交換をし、どのような意見があったのかをお聞きいたします。

また、配分についてですが、県内には多くの観光資源がありますが、宿泊施設が多い市町村と少ない市町村があります。事業者からは、代理徴収をすることから、一定の配分を期待する声もあります。中間取りまとめでは、例示として、県内市町村への支援ともあります。そこで、配分についてお聞かせください。

次に、現在、市町村独自で宿泊税の導入を検討しているところもあり、また、財政が厳しくなっている状況では、今後検討する市町村もあろうかと思えます。この場合、中間取りまとめでは、留意事項の中で、市町村が独自に導入する場合は県が税率を引き下げるなどの検討が必要とあります。例えば、県が先行して導入し、その後各市町村独自に導入した場合と、県の導入前に市町村が独自に導入する場合の対応に関する県の見解と方針についてお聞きします。以上4点、金井観光部長にお聞きいたします。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 医療費助成拡大の財源についてのお尋ねでございます。

子供の医療費助成の拡充をはじめ、子育て家庭応援プランに盛り込んだ各事業につきまして

は、若い世代の皆様安心して出産・子育てをしていただくための負担軽減策でございますので、継続的、安定的に事業実施していくとともに、そのための財源確保を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

まず、この2月補正予算案において、こどもの未来支援基金に100億円の積立てを実施したところでございます。さらに、今後、効率的な予算執行や徹底的な事業見直し等の財政改革によりまして、追加積立て等の財源確保を行ってまいります。

この財政改革としましては、具体的には、来年度、長野県行政・財政改革実行本部におきまして、政策的経費の総点検、事業の廃止・縮小、また、市町村との役割分担の見直しといった徹底した事業見直しや投資的経費の重点化、さらに業務の集約、デジタル化、効率化といった事業の減少による超過勤務の縮減など、あらゆる財源の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、若い世代の実質所得の引上げ策についてでございます。

県では、若年層の賃金の上昇や経済的負担の軽減に向けて、昨年11月補正予算の成立を受けまして、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金を創設いたしまして、若者・女性の賃上げ等に取り組む事業者の支援を始めております。あわせて、奨学金返還支援制度を設ける企業に対する県の補助事業につきまして、来年度からは、市町村の支援制度との併用も可能とすることで導入企業の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、賃金の上昇には生産性向上が不可欠であることから、デジタル分野をはじめとするリカレント、リスクリングへの支援といったこれまでの取組に加えまして、支援情報をまとめたウェブ上のプラットフォームを構築するなど、企業のデジタル化の支援も強化してまいります。

一方で、若い世代の実質所得の引上げに向けては、共働き・共育てができることが当たり前の働き方への転換でありますとか、若年層に手厚い給与体系の見直し、こういったことは民間の理解や協力なしに実現することは困難であると考えております。

このため、今後長野県少子化・人口減少対策戦略を取りまとめていく中で、企業経営者の皆様との意見交換会等を通じまして、県全体でこの若年世代の賃上げ、所得向上を実現できる社会に向けた取組を進めてまいります。

次に、子育てと仕事の両立を当たり前にする施策についてでございます。

少子化の要因の一つといたしまして、社会的に仕事か出産・育児かの二者択一を迫られている実態が指摘されておきまして、この状況を解消するためには、共働き・共育てを定着させることが大変重要でございます。

そのために、まずは男性の子育てへの参加が大変大事となってまいります。現状としましては、県内企業の育児休業取得率は、女性の95%に対しまして男性は女性の5分の1未満の16.3%、また、6歳未満のお子様がいらっしゃる夫婦の育児時間は、男性は女性の3分の1未満という状況となっております。

こうした状況からの転換を図るため、新たな施策といたしまして、奨励金の支給等を行う男性の育児休業取得促進事業に係る予算案を計上したところでございます。本事業は、国の助成金との併給を可能とするとともに、県のアドバンス認証に加え、国のくるみん・えるぼしの認定も加算金支給の対象としておりまして、国と制度活用の推進を図ることにより、男性の育休取得や子育てと仕事を両立できる職場環境づくりに向けた企業の意識改革を支援してまいります。あわせて、次世代を担う若者・女性や、産業界・労働界などから幅広く意見を伺いながらさらなる施策も検討してまいります。

最後に、若手社会起業家への支援策についてでございます。

起業は、仕事時間と家庭やプライベートの時間との調整ができることや、在宅でも仕事が可能となるなどのメリットから、女性・若者の働き方の選択肢として大変有効と考えております。また、身近な社会課題の解決を図るソーシャルビジネスは比較的小規模なビジネスから始められるケースも多いことから、特に仕事と子育ての両立を希望する女性の参入が増えてきております。

このため、県では、長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金事業を通じまして、女性や若手の社会起業家に対しまして伴走支援による継続的なサポートを実施しております。さらに、信州スタートアップステーションを中心市街地のコワーキングスペースを備えた施設に設置いたしまして若手起業家が気軽に相談しやすい環境の整備をし、今年度から新たに女性起業相談窓口を開設いたしまして、女性起業家の働き方についての相談にも丁寧に対応を始めているところでございます。

今後は、女性・若者の起業家同士が交流する場づくりも進め、お互いに切磋琢磨しながらビジネスを続けられる環境整備にも注力し、女性・若手社会起業家支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君） 私には新たな観光振興財源につきまして4点御質問をいただいております。

まず、導入スケジュールについてでございます。

今年度末に予定されております観光振興財源検討部会による検討結果の取りまとめの後、で

きるだけ速やかに県として制度の在り方についてお示しした上で、宿泊という消費行為に関する税を法定外税として創設する場合には、条例案を策定いたしまして、議会にお諮りすることとなります。

続きまして、宿泊施設経営者などとの意見交換の状況についてのお尋ねでございます。

観光振興審議会及び観光振興財源検討部会の構成員といたしまして、県内の宿泊事業者の団体である長野県旅館ホテル組合会から御推薦いただいたメンバーに御参加いただいております。その場で御意見を頂戴しているほか、組合会の役員の皆様とは継続的に意見交換を行っているという状況でございます。

その中で、例えば、観光振興財源の確保策としては、宿泊行為に関する税だけに絞るのではなく他の対象も検討してほしいでありますとか、仮に税が導入される場合、過去に廃止された特別地方消費税の復活を想起させないよう観光目的であることを明確にしてほしい。あるいは、使途については、県が地域で財源を配分し、それぞれの課題解決のために地域が責任を持って使う形が望ましいといった御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、市町村への配分についての考え方でございます。

観光振興財源検討部会の中間取りまとめでは、県全体の観光振興を図る上で、市町村にも一定の財源が必要であり、財源の一部を交付金あるいは補助金といった方法により市町村が活用できる形とすることが望ましいとしております。

今後、県としての制度を検討する際には、県と市町村の配分割合に加えまして、仮に交付金とする場合には各市町村への配分方法も検討することとなります。これらの検討に当たっては、市町村や事業者の皆様の声をお聞きしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、市町村が独自に導入する場合の対応に関する県の見解と方策についてのお尋ねでございます。

観光振興財源の検討は、県内市町村では、現在、白馬村と阿智村において外部有識者や事業者から成る検討会議で議論が進められているほか、検討を表明する市町村も複数あることを承知しております。こうした状況を踏まえまして、制度が複雑化し、旅行者や事業者にとって負担感が生じることがないように、県が税を導入する場合には、市町村が独自課税を行う際には県部分の税率を引き下げることも含めまして、市町村との調整が必要になるものと考えております。

今後、県としての制度の在り方とともに、税率の調整の考え方についても可能な限り速やかにお示ししまして、独自課税を検討している市町村とその進捗状況も踏まえながら協議、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきました。

観光振興財源につきましては、観光立県長野として市町村並びに観光事業者の皆さんに御理解と御協力をいただきながら、持続可能な仕組みとなることを願うところでございます。

また、少子化対策予算については、行財政改革で捻出すると、今後継続していただけるということでもありますけれども、県単独の予算であると非常に厳しい道のりがあるのではないかと、いうふうに思います。県民が期待しているところでございますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

また、少子化対策につきましては、出生率の低下が顕在化し始めた1980年代から具体的な政策が進められてきたわけでございますけれども、1990年代のバブル崩壊後の時期には、育児休業制度が整備され、男性の育児参加を奨励するための施策も進められました。2000年代には経済的な支援が拡充され、2010年代に入ると出生率の低下が一段と進み、少子化対策が一層強化され、働き方改革や男性の育児参加の促進などが進められてきました。これらの時期を通じて様々な施策を導入していますが、その効果は限定的であり、少子化の進行が続いております。

今回、働き方を中心に質問させていただきましたが、働き方や賃金上昇など、お金と時間、そして心にゆとりができ、それが将来へも続くと思えて、初めて結婚や出産というものを余裕を持って考えることができるのではないかという思いに至りました。今回の施策をしっかり進めていただくことを御期待申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時53分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

不登校支援、個別最適な学びについて質問します。

令和4年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数は約30万人であり、前年度から約5万4,000人増加し過去最多、高等学校における不登校生徒数は約6万人で、前年度から1万人近く増加、長野県内の不登校児童生徒数は5,735人と、前年度から1,028人増加し、過去最多となりました。また、10年連続で不登校児童生徒数が増え続けているという大変深刻な状況です。

そのような事態を受け、文科省は、昨年3月に、学びにアクセスできない子供たちをゼロにするCOCOLOプランを発表し、新たな不登校対策がスタートしました。

長野県は、フリースクールの支援の充実に向け、信州型フリースクール認証制度の創設を来年度予定しており、事業者の支援を行うと聞いております。不登校特例校については、ワーキンググループが立ち上げられ、議論がされています。また、県内の学校関係者や有識者、首長などで構成された信州学び円卓会議でも、児童生徒一人一人の個性や特性に応じた個別最適な学びの実現に向け議論が進められています。

国や県において不登校支援、個別最適な学びの実現に向け本格的な議論や取組が始まり、不登校の減少につながるのではないかと期待しますが、その反面、それを実現するには、乗り越えなくてはならない課題が山積しているとも感じます。

先日、不登校のお子さんを持つ親御さんと懇談をさせていただきました。現場の困り事、行政や学校に対する期待など様々御意見をいただきました。ここで幾つか御紹介させていただきます。

不登校児が2人います。フリースクールに通わせたいが、経済的負担が大きく断念している。行政には経済的支援をお願いしたい。また、よりよい支援の手がかりを得ることを目的として、子供の得意な分野と苦手な分野を分析するWISC検査がありますが、この検査を受けようとしても半年待ち。幼少期の半年はとても貴重な時間。適切な支援をスピーディーに行えるよう検査体制を充実してほしい。

また、パソコン、タブレットが貸与され、自宅からオンラインで授業に参加できる設備は整ったが、教員によりオンライン授業の対応にばらつきがある。出席扱いになるかはっきりしていない。

また、子供だけでは電車やバスに乗れない。タクシーは料金が高い。仕事の関係で不登校の居場所に送迎することができず、どこにも預けられない。高齢者の送迎サービスのような子供の居場所への送迎サービスがあると助かるなどです。

先日、長野市が来年度からスタートする8か所目の教育支援センター「SaSaLAND」を視察しました。SaSaLANDは、「子どもたちが安心を実感できる居場所」をコンセプトに、長野市内の不登校や不登校傾向にある小中学生の居場所として設置されます。施設全体に木がふんだんに使われており、柔らかく温かみのある落ち着いた空間です。何もせず休憩できるゴロゴロライブラリー、絵や工作をするアトリエルーム、1人で集中して学習できる探究ルーム、トランポリンやバランスボールなど体を動かして遊ぶプレイルームなど、遊びとくつろぎのどちらも兼ね備えています。

さらに特徴的なのは、マイクラフトというソフトを使い、インターネット上の仮想空間、

メタバースにS a S a L A N Dを再現し、自宅にしながらオンラインでコミュニケーションの機会を提供できます。子供が安心して過ごす新たな居場所として大きな期待が高まるところで

す。

ここで伺います。不登校の児童生徒数が過去最多に増加している今、受皿や居場所の確保は喫緊の課題です。教育支援センターの充実や、県においてもメタバースを活用した支援を検討していただきたいと思いますが、教育長に所見を伺います。

次に、相談体制の充実について伺います。

不登校の受皿や居場所を確保すると同時に、不登校の児童生徒の特性を把握し、適切な支援につなげる相談体制の充実も重要だと考えます。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの体制の充実や教職員研修の充実により不登校に対する意識や知識の向上を図ることで、児童生徒個々の事情や特性に合った対応ができるような体制の整備を要望しますが、教育長に見解を伺います。

次に、不登校の子供を支える保護者への支援について伺います。

不登校の子供を支える親の支援も重要です。N P O法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークが不登校の子供を持つ親へ行った全国アンケートを見ると、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66.7%、孤独感、孤立感を抱いた親が53.1%でした。必要な支援との問いには、「学校以外で安心できる居場所、人とつながる」が80.5%、「学校の柔軟な対応」が76.9%、「経済的な支援」が68%の回答でした。

一方、「子供の不登校をきっかけに家計の支出が増えた」が全体の約9割。その要因は、68.1%が食費、39.8%がフリースクールなどの会費のほか、通院、カウンセリング費も35.5%でした。また、子供の不登校が原因でパートの時間が減った。休職・転職したなど働き方を変えなくてはならず収入が減少した世帯は3割に上ったとのこと。経済的支援として、フリースクール利用者の負担軽減を市町村に働きかけていただきたいと思いますが、こども若者局長に考え方を伺います。

学校生活に関する悩み事の相談支援や情報提供の充実を図っていただきたいと思いますが、教育長に所見を伺います。

次に、学校改革、公教育の再生について伺います。

親の会の代表の方から、このような御意見をいただきました。

学校外の居場所を増やすことも大事ですが、根本的には学校が変わらないと不登校の問題は解決しないと思います。文科省などトップの意識は変わってきたが、学校現場はまだ変わっていないように感じます。テストができないと駄目だという風潮や、校則が異常に厳しかったり、子供は学校に息苦しさを感じている。まず、みんなが安心して過ごせる場所にしてほしい。不

登校になり学校外の居場所に通う子も、できれば歩いて近くの学校に通いたいと思っている子が多い。学校で何が苦しいのか、子供の本当の気持ちを聞き、それを取り除く。それをしないと、誰も学校に戻れなくなってしまう。また、不登校にはなっていない子供も、不安、不満はたくさん持っている。そういった子供の声にヒントが隠されている。子供の声をしっかりと聞いてほしい。教員の研修を充実し、学校改革をしてほしいとのこと。

山形県にある天童中部小学校は、6年前から学校改革に取り組んでいます。先生がクラス全員を一斉に教える授業を全体の8割に減らし、残りの2割を子供自身で学ぶ時間に変えました。例えば、子供たちが先生になって教えたり、学びたいテーマを自分たちで自由に決めたりできます。一人一人の興味や関心をきっかけに、自ら学びに向かう力を育てようとしています。このような取組をするようになり、現在、不登校児はいないとのこと。

昨年政府が発表したこども未来戦略には、公教育の再生が盛り込まれました。公明党は、教育は子供の幸せのためであるとの理念の下、子供の可能性を開くことに焦点を当てた公教育の再生に取り組むべきと考えます。

例えば、午前中は現行の集団学習形式で友達と協力して学ぶことのよさを経験しながら社会性を身につけ、午後は個別学習形式で、探究学習や、文化芸術やスポーツ活動、企業実習、自然体験などの個々のニーズに合った学びで自分の強みや得意を伸ばすなどです。

まずは大人や社会が総出で子供の教育に関わり、多様な子供のニーズに応えるチーム学校を確立し、多様で専門性が高い教職員の活躍を促進することが必要だと考えます。学校改革、公教育の再生をどのように考えるのか、教育長に御所見を伺います。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 4点御質問を頂戴いたしました。

初めに、教育支援センターの充実やメタバースの活用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、長野県の不登校児童生徒数は全国同様年々増加傾向にあり、学びの場の確保は重要な課題と捉えております。

多くの市町村教育委員会では、不登校児童生徒への支援の一つとして、教育支援センターを開設しております。県教育委員会といたしましては、教育支援センターをさらに充実させるため、令和6年度、県内5市町村に多様な学び支援コーディネーターの配置を予定しており、教育支援センターの新設や増設、未設置の町村の広域連携の促進など、不登校児童生徒の学びの場の確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

また、児童生徒がアバターを用いて安心してコミュニケーションを取ることができるメタバースの教育的活用について、次年度、メタバースにおけるバーチャルな教育空間の活用検討会議を立ち上げる予定であり、その中で不登校支援についても検討を進めてまいりたいと考え

ております。

次に、児童生徒個々の事情や特性に合った対応ができるような体制の整備についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、相談体制の充実のため、スクールカウンセラーを全ての公立学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所と県内全市に派遣しております。また、教職員の不登校支援に対する意識や知識の向上を図るため、全県研修会を開催するとともに、各教育事務所において、教職員や市町村教育委員会職員、フリースクール関係者等が地域の支援ネットワークを構築し、不登校支援を充実させるための研修会を行ってまいりました。

次年度は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それぞれの増員をお願いするとともに、教職員と教育支援センターやフリースクールの関係者がお互いの立場を理解し、連携して不登校の支援に取り組むことができるよう、それぞれの代表者によるパネルディスカッション形式の研修会を企画し、児童生徒個々の事情や特性に合った対応の一層の充実に向けた体制整備を進めてまいります。

学校生活に関する保護者の相談支援や情報提供の充実についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、今年度、不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会において、子ども・保護者と学校・市町村を結ぶきっかけづくりのためのコミュニケーションシートを作成し、次年度から関係各所で活用していただくこととしております。このコミュニケーションシートの活用を通じた学校との情報共有により、議員御指摘の保護者の孤立感、孤独感の解消や、学校の柔軟な対応、不登校支援に関する学校からの必要な情報提供につなげてまいりたいと考えております。

また、今後も引き続き学校生活相談センターなどの相談窓口の保護者への周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと保護者との相談体制の充実などに取り組み、不登校の子供を支える保護者を支援してまいります。

最後に、学校改革、公教育の再生に対する考えというお尋ねでございます。

これからの学校は、学習指導要領など既存の制度の中で最大限どのようなことが可能なのかをしっかりと研究した上で、それぞれが特色を持ちながら、多様性と柔軟性があること、子供たちにとって安全・安心で自分自身を表現できる場所であること、探究心や好奇心の火をずっとともし続けられる場所であることが重要です。そのためには、様々な個性や能力を持つ全ての子供たちが自分に合った学びを選択できるようにすることが必要です。

来年度は、現在進めている子供たちの特性や興味関心に応じた学びの在り方に関する実証研究等の成果を踏まえ、子供たちが自ら学びの内容や方法を選択できる一人一人に合った学びの実践校の設置や、メタバースを活用した新たな学びの在り方などについても検討してまいりた

いと考えております。

加えて、学びの多様化に対応するため、教員が本来注力すべき業務に専念できるよう、外部専門家の知見も取り入れた学校業務の見直しやICT化など教員の働き方改革も進めてまいります。

今後も、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」を実現していくことにより、全ての子供にとって学校が楽しくて行きたい場所となるように努めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私にはフリースクール利用者の負担軽減支援の考え方について御質問をいただきました。

4月から信州型フリースクール認証制度をスタートさせ、フリースクールへの支援を行ってまいりますが、フリースクールに関する財政的な支援には、施設の運営費の支援と、利用する児童生徒の保護者への負担軽減の主に二つの方法がございます。このうち運営費につきましては、市町村域を超えてフリースクールを利用する方々も多いことから、広域的な観点で県が支援をしてまいります。

その一方で、利用する児童生徒のほとんどが市町村教育委員会が主に所管する義務教育年齢の子供たちであるため、地域において子供の学びを支えるという観点から、利用者への直接の負担軽減については市町村に実施いただくことで県と市町村が連携した支援を実現してまいりたいと考えております。

この考え方は、市長会、町村会や市町村教育委員会の会議など様々な場面で市町村にも説明を行ってきておりまして、既に利用者負担への支援を表明していただいている自治体もございます。

今後も、県と市町村が連携、分担して役割を果たし、フリースクールを利用する児童生徒の保護者の支援の充実が図られるよう市町村へ呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（佐々木祥二君） 次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） 竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

住宅耐震化について伺います。

能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

あの日、映像を見たときにまず感じたのは、倒壊した住宅等建物の多さと、耐震化していなかったのかという疑問でした。阪神・淡路大震災や東日本大震災など大きな地震が起こるたびに、その都度、危機意識の向上とともに日本全国で住宅の耐震化を進めてきたと思うのですが、石川県の状況はあまりにひどいと感じました。

揺れ方が大きな横揺れだったということもあるようですし、昨年5月に大きな揺れがあったために、耐震基準を満たしていたはずの建物も強度が落ちていたということもあったようですが、やはり一番は耐震化の遅れようです。石川県輪島市と珠洲市の住宅耐震化率は、それぞれ約45%、約51%だったそうです。

能登半島地震の後、県内の耐震診断の要望が増えているところもあるようですが、豊丘村においては全く増えていないと聞いています。人ごとと捉えているのか、正常性バイアスが働いているのでしょうか。

各自治体の耐震改修促進計画で確認したところ、飯田・下伊那の自治体には、計画策定時の耐震化率が50%以下の自治体がありました。能登半島のようなことが起こってしまいそうです。早急に耐震化を進めなければいけません、進まない理由は、やはり資金面の負担が大きいということが一番のネックとなっているようです。自宅は大丈夫だろうかと不安を抱いて耐震診断を実施し、耐震性能が低いと判断をされたにもかかわらず改修工事をしていないものは現在何棟あるのでしょうか。

住宅改修となればかなりの金額が必要となり、誰でもできるものではないでしょう。また、近年は、物価高騰により資材も高騰しており、耐震化の推進に影響があると考えますが、現状と今後の対策について御所見を伺います。

阪神・淡路大震災の被害を受けて2000年に新たに基準が見直されたのであれば、一般的には基準を満たしているとされる昭和57年から2000年に建てられた住宅に住んでいる人でも不安を感じる人がいるのではないのでしょうか。そのような不安を解消するための取組は何かあるのでしょうか。伺います。

資金の余裕がある人の中には、耐震改修をするのであれば、省エネ改修工事を併せて一度にやりたいという人もいるのではないのでしょうか。住んでいる住宅の工事をするには、幾らきれいな家でも多少の片づけが必要ですから、一度に済めば助かります。耐震化工事と省エネ改修工事を一緒に行うと、住民にとっても工事事業者にとっても効率がよいと考えますが、いかがでしょうか。それについて支援はありませんか。以上、建設部長にお聞きします。

次に、鉄道ローカル線の利活用について伺います。

長野県内のローカル鉄道は、JR東日本が運行する大糸線、小海線、飯山線、JR東海が運行する飯田線などがありますが、トラック輸送が2024年問題で難しくなるのであれば、鉄道を

利用する貨物輸送でカバーをすることはできないのでしょうか。鉄道は、輸送単位当たりのCO₂排出量が営業用トラックの11分の1と、様々な輸送機関の中で環境負荷が最も少ない輸送手段ですので、ゼロカーボンへの近道にもつながります。

現在、JRの幹線では、石油がタンク車で南松本や坂城の基地に運ばれています。また、コンテナ列車が南松本、北長野などに運行され、水やジュースなどの飲料の30%ほどが運ばれています。かつては飯田線でもセメントやLPガスの貨物輸送が行われていました。

また、信濃毎日新聞社発行の書籍「伝う鉄道と物語 飯田線」によりますと、1930年代に梨農家の要望で主要駅のホームや線路の改修工事を行い、1日3本、10両編成の梨を運ぶ専用貨車が走っていたそうです。これによって、1950年頃には、飯島町を中心とした伊那谷が鳥取県に次ぐ二十世紀梨の一大生産地となったとあります。

高速道路の整備に伴って、貨物輸送はトラック中心となり、そして、迎えた物流2024年問題とゼロカーボンへの対応です。中山間地の人口をこれ以上減らさないために、高校生の足にもなっている交通インフラの維持は重要な課題です。ローカル線での貨物の輸送を活用することについて御所見を交通政策局長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には4点御質問をいただきました。

住宅の耐震化に関する御質問について、耐震診断を実施した住宅の耐震化の状況ですが、耐震診断の結果、現行基準、すなわち新耐震基準相当の耐震性能がないと診断された住宅は約1万6,000戸あります。そのうち補助制度により耐震改修や建て替えをした住宅は約4,000戸ございます。残る1万2,000戸のうち除却や建て替えなどを行った住宅もあると思われませんが、相当数の住宅についてまだ耐震化されていないと考えられます。

県内にある旧耐震基準の住宅22万3,000戸のうち、耐震診断を終えているものは1割程度でございますので、引き続き耐震診断の実施を促すとともに、診断後に耐震改修を実施していない所有者に耐震改修の効果と必要性をしっかりと周知し、耐震化を促してまいりたいと考えております。

続いて、物価高騰の耐震化への影響についての御質問でございます。

近年の物価高騰により、耐震改修工事費の平均が、令和2年度に比べ令和4年度には約2割上昇しております。この工事費の高騰は耐震化の進捗に影響しているものと考えております。

県で普及を進めている安価な工法であれば、従来工法の工事費よりも約3割程度低減できることから、県の補助制度の拡充と併せて極力所有者の負担をなくすとともに、このことについて集中的な情報発信による普及啓発を行い、耐震化の加速を行ってまいります。

次に、耐震性に不安を感じている方への対応についての御質問でございます。

県では、宅地住宅相談所を設置し、住宅に関する様々な相談を受け、建築の技術的な助言などを行っております。また、公益社団法人長野県建築士会においても住宅に関する相談窓口を開設し、建築士など建築の専門家が様々な助言を行っているところでございます。

新耐震基準で建てられたものの、阪神・淡路大震災の教訓を生かし改正された基準には適合していない住宅について、耐震性の不安を感じている所有者に対してはこれらの相談窓口を周知し、県及び建築士会において対応をしてみたいと考えております。

次に、耐震改修と省エネ改修を併せて行うことに関する御質問です。

耐震化と省エネ化を同時に行うことは、工事施工者にとっても効率的であり、所有者の負担軽減の観点からも有効であると考えております。建て替えによる耐震化は、除却工事と新築工事を明確に区分できるため、令和5年度から耐震性能が不十分な住宅の除却工事に対する補助を追加して実施してまいりました。

これにより、耐震性が不十分な住宅を除却し信州健康ゼロエネ住宅を新築する場合には、除却工事に対する補助金と信州健康ゼロエネ住宅の助成金を併用することで最大で280万円の補助を受けることができるようになりました。

一方で、リフォームにおける補助に対しては、現在の補助制度では、耐震工事と省エネ工事の対象を区分する必要があるため、補助制度を併用して工事を行うことが難しい状況でございます。耐震化と省エネ化はどちらも推進していくべき課題でございますので、県といたしましても支援方法について研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）鉄道ローカル線の貨物輸送の利活用についてのお尋ねでございます。

政府は、物流2024年問題によるトラックの輸送力不足に対応するとともに2050年にカーボンニュートラルを実現するため、昨年6月、物流革新に向けた政策パッケージ、さらに10月には緊急パッケージを策定しまして、トラックから鉄道や船舶へのモーダルシフトを推進することを対策の一つとして掲げたところでございます。

そのうち鉄道のコンテナ貨物については、輸送量、輸送分担率を今後10年程度で倍増させるとしているところであります。

一方、県内における鉄道による貨物輸送は、議員からもお話がございましたが、北長野駅と南松本駅等が輸送拠点としての役割を担い、現在、JR中央本線、信越本線、篠ノ井線、しなの鉄道の一部区間において輸送が行われているところでございます。

また、取扱貨物としましては、石油が大半であり、そのほか、飲料水、加工食品、青果、産

業製品などがあるところがございます。

かつては、飯田線などのローカル線も活用されていたところがございますが、沿線工場の閉鎖や需要の低下によりまして、1980年代から90年代にかけて全ての貨物輸送が終了しております。

今後、貨物輸送の需要が見込まれる場合でも、設備面において、貨車が連なった貨物列車を路線の各駅で停車させるための十分なホームの長さがあること、今日の機関車やコンテナの重量に耐えられるようにレールに十分な強度があること、こうしたことが必要であり、県内では、さきに申し上げた幹線等を除きまして、その他のローカル線の現行の設備では対応できないと聞いているところがございます。

このように、ローカル線の活用は難しいと考えられるわけでございますが、2024年問題を背景に、企業からJR貨物へ輸送の相談などが増えているとも聞いているところであり、今後、モーダルシフトを進めるため、JR貨物や経済団体と連携して、中央本線等JR幹線などを活用した貨物利用を促してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）家全体を耐震化するとお金がかかるから限定的な場所を耐震化することもよいのではないかと県民の方から意見を聞いていましたが、一部だけの耐震化はかえって危険なことがあるようです。大きな地震が来る前に潰れる可能性のある住宅の数を一軒でも減らすことが重要です。

令和4年4月1日時点で耐震改修促進計画が完成されていない自治体が県内に2か所あります。計画を立てても実行できなければ意味のないものですが、まだできていないようであれば、計画の策定がされるよう呼びかけていただきたいと思います。一刻も早い改修が進むよう各自自治体への働きかけをお願いいたします。

ローカル線についてですが、ローカル線で貨物車を走らせるということは、設備的に難しいということです。では、貨客混載はいかがでしょうか。貨客混載については、今まで日本全国たくさんのところで研究がされ、長野県内でも、JR東日本が特急あずさで農産物や日本酒を東京へ運ぶ取組がされているようです。

今年2月15日にJR東海とジェイアール東海物流は、東海道新幹線の貨客混載輸送による法人向け即日荷物輸送サービス「東海道マッハ便」を2024年4月以降に開始すると発表しました。2020年10月から実証実験を重ねてきたそうです。新幹線のように速くはないですが、ローカル線は県境をまたいで走っているのも、あちらの特産品とこちらの特産品を輸送し合うというのはどうでしょうか。安曇野の農産物と糸魚川の特産品が行き交う、大糸線の利用です。また、

下伊那郡天龍村から飯田線を使い、伝統野菜のていざなすを豊橋や飯田市の直売所近くの駅まで輸送するとか、宅配便の荷物を都市部から山間部の駅まで運び、行った先から車で配達すれば、時間の節約と働き方改革につなげることもできるのではないのでしょうか。

しなの鉄道と日本郵政が連携協定を結び、大屋駅に郵便局ができたとお昼のニュースで流れていました。鉄道の有効活用につながる取組になることが期待できそうです。貨客混載を含めたモーダルシフトの研究を要望します。

次に、平和を次世代につなぐための取組について伺います。

1936年に満州農業移民百万戸移住計画が国策となり、全国で27万人が満蒙開拓団として満州に送り出され、8万人が日本に戻ることなく犠牲となりました。

世界恐慌の影響で生糸が大暴落、養蚕が中心だった農家は困窮していたこともあり、また、自治体や学校が国策に協力した結果、長野県が全国で最多の移民を送り出すことになりました。14歳から18歳の青少年義勇軍も全国で最多の6,500人余り、合計で3万7,000人を超える人を送り出しました。

満州に渡れば20ヘクタールの地主になれるを宣伝文句に、夢と希望を抱いて、満州の治安確保やソ連からの防衛に利用される目的とは知らずに、多くの人々が海を渡ったのです。県内の地域別で一番多いのは飯田・下伊那で、8,000人を超えています。

知事にお聞きします。国策として行政が推進して悲惨な結果となった満蒙開拓団について同じ悲劇を繰り返さないために、どのように将来に語り継いで、どのように生かしていけますか。

下伊那郡阿智村にある満蒙開拓平和記念館は、長野県民には、平和を考える上で必ず行ってほしいところです。満蒙開拓を国策として自治体や学校が移住を進めたこと、現地住民の土地を安く買い取り日本人に入植させた加害の側面、敗戦により多くの人々が命を落とした悲惨な逃避行と残留孤児や残留婦人となってしまった方の人生等から多面的な視点での学びができるので、大勢の方に来館してほしいと事務局の方も言われています。

ただ、残念なことに、今のところ記念館を訪れる県内の学校はそんなに多くはありません。コロナ禍で修学旅行等の遠出ができなかった2020年は、小学校28校、中学校が32校、2021年は小学校が20校、中学校が41校でした。高等学校においては、2020年4校、2021年7校で、飯田・下伊那の高校では、松川高校のボランティア部と阿智高校の2年生のみです。今後期待したいところです。

戦争の記憶を受け継ぎ、平和を次世代につなぐための取組として、長野県と沖縄県の共催により沖縄・長野大学生平和交流プログラムを行っていますが、交流により学生はどのような意見交換が図られたのでしょうか。また、対面での実施など、こういった交流を今後どのように考

えておられるでしょうか。健康福祉部長にお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には満蒙開拓の歴史をどう将来に語り継いでいくのか、また、どう生かしていくのかという御質問をいただきました。

体験された方々の声をしっかりと広げていく、残していくということ。そして、どうしてそうしたことが行われてしまったのかという経過、歴史をしっかりと残していくということ、この両面が必要だというふうに思います。

私は、知事になる前から満蒙開拓平和記念館の関係の皆様方の思いを伺ってきました。民間の皆様方の力でこうした伝承の拠点をつくっていききたいというお話でありました。いろいろな補助制度等がない中で、思いをお持ちになり続けている皆様方の声にしっかりと応えなければいけないということで、我々県も応援をさせていただき、南信州地域と一緒に建設に至ったところであります。

私どもとしては、こうした思いをしっかりと持たれた皆様方を中心に、この記念館を拠点に、様々な展示や語り部の皆様方の講演を行っていただいていることを大変ありがたく思っているところであります。

県も、今、自治体パートナー制度の下で、パートナー自治体として一緒に取り組む形を取らせていただいています。平和学習会の開催、生涯学習、修学旅行や県外からの教育旅行、こうしたことにも関連づけて、多くの皆様方にこの平和記念館に訪れていただくことができるように、県としても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、あわせて、県立長野図書館では、信州デジタルコモンズということでしっかり歴史を残していこうと取り組んでいる中にも、満蒙開拓の歴史、体験者の聞き語り、こうしたことを保存していますし、公開も行わせていただいているところでございます。

県としても、戦没者追悼式や沖縄の「信濃の塔」での追悼式を関係の皆様方と共に毎年開催し、そして、悲惨な戦争を二度と繰り返すことがないようにという思いを共有させていただいているところでありますが、今後とも、こうした取組を通じて、満蒙開拓と同様の悲劇が再び起こることがないように県としてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には沖縄県と長野県の大学生の平和学習交流について御質問をいただいております。

沖縄県と長野県の若者の交流については、令和4年度、令和5年度の2回にわたりましてオンラインにより実施したところでございます。この中で、長野県の学生からは県内の戦争遺跡

の調査や戦争体験者からの聞き取り、沖縄県の学生からは沖縄県における平和教育や遺骨収集事業への参加など、それぞれの活動について発表したほか、戦争や平和を次世代にどう伝えていくかについての意見交換を行ったところでございます。学生たちからは、小さい頃から沖縄戦について学んできたことを伝えたい。戦争を一人一人が自分事として捉えることが重要。自分たちも戦争を次の世代にどう伝えていくか考えたいなどの意見が出されたところでございます。

沖縄県と長野県の若者の交流につきましては、この2回の取組を踏まえまして、交流がより深まるよう、テーマや対象者、対面での実施を含めた開催方法などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）ぜひ対面での平和交流プログラムをやっていただければと思います。

修学旅行で沖縄県から長野県、また長野県から沖縄県に平和教育でお互いの歴史を学ぶ交流ができるとうれいですし、1年間の来館者数が20人から30人ということであるそうですが、外国人の観光客の人にももっと訪れてもらえればうれしいと思っています。

1月9日付の信濃毎日新聞に、信毎が行った県民意識調査の結果が載りました。第二次世界大戦前後の歴史について、満州国や満州移民に関しての認識が原爆や特攻隊などに比べて大幅に低かったことが明らかになったとあります。また、都道府県別で長野県が最多の開拓団員数だったことを知っているとした割合が、40代、50代、60代の各年代で、2005年調査より2023年調査の数値が下がっているということも判明しました。大人も含めて歴史を学ぶ必要があります。

村民を満州に送ることに抵抗し、村民を守った旧大下條村の佐々木忠綱村長は、昭和13年に満州の開拓地を視察した際のことを、農地は開拓ではなく強制収容だったと見てとれた。また、他者に対する日本人の横暴な態度に疑問を持って帰ってきたと戦後に語られています。私たちが満蒙開拓の歴史を振り返って、若い人たちに語り継いでいくことにより、平和を維持していかなければならないと改めて感じるところです。以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。

さて、今、政府では、異次元の少子化対策に取り組んでいるところでございます。少子化対策の柱は、子育て支援や子供を中心とする施策であります。そこで私は、今回は、子供に関する施策のうちヤングケアラーへの支援と保育の充実の2項目について質問をいたします。

まず、ヤングケアラーであります。

ヤングケアラーにつきましては、最近マスコミなどでも報道されるようになりました。しかし、どのような子供を指すかなどについてはあまりよく知られていないと考えます。ヤングケアラーというのは、日常的に大人に代わって家事や家族の世話をする子供たちのことでもあります。

私ごとになりますが、私が子供の頃は、今で言うヤングケアラーのようなものでありました。私が小学生のときに父が病に倒れ、県外の病院で長期入院を余儀なくされたことから、家業であります農業のお手伝いをいたしました。農作業については母しかできる人がいなかったものですから、私が手伝わされたということでもあります。子供にとってはなかなかハードな仕事でありましたし、父が不在で貧乏生活をしていたというようなことからいじめに遭ったりして、つらい思いをしたこともありました。

しかし、この経験によりまして得たことも幾つかあります。働くことの大切さ、あるいは家族で支え合うことの大切さなどについて理解をすることができました。また、将来に不安を抱えながらも、女手一つで子供たちを支えていかなければならない母こそが一番つらかったのではないかというふうに考えているところでございます。

私が子供の時代には、今で言うヤングケアラーについては個人や家族の問題と捉えられておりまして、社会全体で支援していくというような発想はありませんでした。しかし、時代は大きく変わりました。子供は社会の宝であり、子供の健やかな成長を社会全体で支えていくという共通認識ができております。

厚労省では、ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行うことで負担を抱えている子供と定義しております。具体的には、買物、料理、掃除、洗濯などの家事や、兄弟の世話、障がいや病気のある家族の世話など、多様であります。家事などに時間を取られ、自分の時間が持てない。苦しい生活を強いられながら、誰にも言えず、誰にも助けられず、孤立している子供たちがおります。私は、こうした状態を放置してはいけないと考えます。

政府は、異次元の少子化対策の実行を表明しておりますが、ヤングケアラーへの支援が少子化対策や子育て支援策の陰に隠れてしまっただけではいけないと考えます。ケアラーは最も支援が必要な子供たちであります。

そこで、まず知事にお聞きいたします。ヤングケアラーの存在に対する認識と、県として今後どのように支援していく方針か、伺います。

長野県が昨年2月に公表した調査によりますと、世話をしている家族がいると答えた小学5、6年生は12%、中学生は6%でありました。2021年に県教委が公表した調査では、県立高校生

の2%が自身はヤングケアラーに当てはまると回答しております。こうした結果を見ますと、多くの子供たちがヤングケアラーであることが分かります。一方、近年は、家庭訪問を実施しない学校が増えてきたために、ヤングケアラーについて学校が認識しづらい状況にあり、課題となっております。

そこで、知事にお聞きいたします。ヤングケアラーに対する適切な支援を行うためには、まず実態を把握する必要があると思いますが、県内で実態調査を行っている市町村は現状では13市町村にとどまっております。早急に調査を実施するよう市町村へ要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

2021年6月に、政府は骨太の方針を閣議決定し、ヤングケアラーについては、早期発見・把握、相談支援などの支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組むとしております。2022年5月には、厚労省は、学校や自治体などが連携してケアラーを支援するためのマニュアルを公表いたしました。昨年4月にはこども家庭庁が発足しましたが、業務の一つとしてヤングケアラーへの支援を掲げているところであります。昨年末に閣議決定しました国のこども大綱におきましては、ヤングケアラーへの支援を重要な施策として位置づけております。

一方、長野県議会におきましては、2022年3月にヤングケアラーへの支援の強化を求める意見書を可決いたしました。そして、昨年6月には、県は県社協に委託しまして専用相談窓口を開設いたしました。

そこで、知事にお聞きいたします。

県下の市町村で相談窓口を設置しているのは65市町村となっておりますが、コーディネーターを設置しているのは六つの市村であり、そのうち専任のコーディネーターを置いているのは三つの市と極めて少ない状況であります。相談窓口の設置だけでは支援体制としては不十分であり、全ての市町村においてコーディネーターを設置するよう県として要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、こども若者局長にお聞きいたします。

ヤングケアラーに対する支援を行う場合、支援の取組経験が少ない市町村においては的確に対応することが難しいと考えるものであります。国の作成したマニュアルではなく、長野県版のマニュアルを早急に作成し、市町村や関係機関に配付することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

ヤングケアラーは、自らの実態や希望などについて発言いたしませんし、ケアラーと認識していない場合があります。大人が話しやすい環境づくりを行いながら本人の話を聞き、希望を聞いて、支援につなげる必要があります。

そこで、以下3点についてこども若者局長にお聞きいたします。

一つ目。ヤングケアラーに関する理解が進んでいない状況の中で、偏見を持たずに正しく理解を得られるように一般住民に対して周知や啓発を行う必要がありますが、県はどのように進めていきますか。また、教育や医療や福祉に関わる専門家などに対する啓発や研修も進める必要がありますが、併せて県の方針を伺います。

二つ目。ヤングケアラーの孤立解消のため、交流の場や居場所づくりが重要であります。既設の信州子どもカフェ等を活用することも有効と考えますが、県ではどのように取り組んでいきますか。

三つ目。家事を担うヤングケアラーは多いため、家事に対する支援が非常に有効であると考えますが、県ではどのように支援をしていきますか。また、家事のために学習に影響が出ている子供たちが多いと考えますが、子供たちへの支援をどのように行っていくのか、伺います。

次に、教育長にお聞きいたします。学校現場において、ヤングケアラーに対する教職員や児童生徒の正しい理解を進めることが重要であります。具体的にどのように進めるのでしょうか。

政府は、昨年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーの支援について明記するため、今国会へ法案を提出したところであります。一方、都道府県では、2020年の埼玉県に続き、茨城県、北海道、長崎県、鳥取県、栃木県がヤングケアラー条例を制定しております。

そこで、知事にお聞きいたします。

ヤングケアラーについて県民が正しく理解し、県として必要な事業や施策を実施し、県民や関係機関等がそれぞれの立場において必要な支援を行うため、県として早急に支援のための条例を制定することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国では、ヤングケアラーの支援について法制化するため、今国会に法案を提出いたしました。法制化の効果をどのように捉えておられるのか、伺います。

以上で大きい1項目めの質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはヤングケアラーに関連して4点御質問をいただきました。

まず、ヤングケアラーの存在に対する認識と今後の支援方針についてという御質問でございます。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行っていることで、責任や負担が重く、学業、友人関係などに影響が出てしまうおそれのある子供であります。育ちや学びを支えるべく、市町村、学校等とも一体となって支援していかなければいけないというふうに考えております。

今年度から、ヤングケアラー専用相談窓口の開設や地域の支援体制構築を後押しするコーディネーターの配置、さらには、行政、教育、福祉機関の連携促進のための研修会の開催、また、一般県民の皆様方の認知度を上げるためのシンポジウムの開催、日本語が分からない家族の世話をしているヤングケアラーの世帯に対する外国語通訳の派遣、こうしたことに取り組んでおります。

今後も、ヤングケアラーの子供を誰一人取り残さないようにするために、まず、子供と接する機会が多い教員向けの研修の充実や全ての市町村における支援体制構築への支援に取り組んでいきたいと考えております。

市町村に対して実態調査の要請を行ってはいかがかという御質問でございます。

御指摘のとおり、ヤングケアラーに対する支援をする前提としては、やはり実態をしっかり把握して対応していくということが重要だというふうに考えております。

調査のやり方は、学校を通じて把握する、福祉サービスを行っている皆様方を通じて把握するなど様々な方法があるわけでありますが、県としては、ぜひ市町村と問題意識と方向性を共有しながら取り組んでいきたいと思っています。そのため、市町村の担当者会議、あるいは子育て支援合同検討チーム、こうした市町村の皆さんと課題、問題意識を共有する場がございますので、県全体でこのヤングケアラーの実態把握が進み、それに基づく支援がしっかり行えるような対応を考えていきたいというふうに思っています。先行事例の共有、アンケート調査の実施方法や子供たちへの聞き取り方法の共有を進める中で、市町村と県とで一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、全ての市町村にコーディネーターを設置するよう要請することを提案するかがかという御質問でございます。

県としては、現在、体制について3点お願いをしています。専用窓口を設置してもらいたい、関係機関が連携して支援につなげる体制を整えてもらいたい、そして、コーディネーターまたは担当職員を配置してもらいたいということでもあります。

この三つをそろえてもらうことが必要だというふうに考えてはおりますが、御質問のコーディネーターの部分については、まずは担当職員の配置でもいいのではないかというふうに思っています。県としては、今申し上げた3点の体制を全市町村で整えていただくようにまずはお願いすると同時に、体制の強化については、先ほど申し上げたように、引き続き市町村の皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。

そして、ヤングケアラー支援のための条例制定と法制化の効果をどう捉えているかという御質問でございます。

このヤングケアラーの問題は、まずは実質的な支援をどう充実させるかということが大変重

要だと考えております。支援策の充実についてはまだまだ検討していかなければいけないわけでありますので、条例に関しましては、今後の対応を検討する中での課題として受け止めさせていただきますと考えております。

また、国の法制化については、これまで、全国知事会としても、ヤングケアラーの定義の明確化、行政間の役割分担の在り方、さらには財政措置などを位置づけるように提案、要望してきたところでございます。

御質問にありましたように、さきに提出された法案は、子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーの定義を明記するほか、ヤングケアラー支援を国や地方公共団体の努力義務として位置づけるものと承知しています。これを契機として、ヤングケアラーの社会的認知度が向上することを期待しておりますし、多くの市町村で支援体制の整備が進められ、具体的なヤングケアラー支援策が強化されていくことにつながることを期待しております。

また、特に、国においては、こうした法律をつくるからには、やはり必要な財政措置をしっかりと講じてもらって、我々都道府県や市町村の取組をしっかりと応援していただくことを望み、期待しているところでございます。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私にはヤングケアラーに関して四つ御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、長野県版のマニュアルの作成についてのお尋ねです。

ヤングケアラーの支援に当たりましては、周りの大人がヤングケアラーの存在に早く気づき、複合的な問題を抱える家庭に対して、福祉、介護、医療、教育等の多様な機関で連携して支援に当たることが重要であります。県では、国が作成した多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルに基づく支援者研修会を開催し、市町村にも活用を呼びかけているところであります。

一方で、周りの大人がヤングケアラーの存在に早く気づき支援につなぐ、言わば支援の入り口に当たる部分については、福祉等の専門職に限らず多くの大人に支援に対する共通認識を持ってもらい、社会全体で支援が必要なヤングケアラーを見落とさないような体制づくりが大切です。そのためにも、子供に身近で接する学校や民生委員、児童委員、こども食堂、医療機関等に向けたヤングケアラーに気づくためのチェックリストや、具体的な相談窓口となる連絡先を記載した実用的なハンドブックを作成していくことがまずは必要であると考えます。

県としては、先行事例の情報提供や標準的なフォーマットの提示などを行いまして、市町村に対してハンドブックの作成を促すとともに、教育委員会とも協力しながら作成に向けた取組

を支援してまいります。

次に、一般住民への周知啓発、専門家に対する啓発や研修をどう進めるかについてのお尋ねであります。

ヤングケアラーには、ケアを負担と思われると家族に申し訳ない、家族のことを知られたくないなど言葉にできない思いがあるとともに、周りのヤングケアラーイコールかわいそうな子などの誤った意識は、ヤングケアラーにとって自分のことを否定されているような感情につながるものと考えられ、周囲の正しい理解や気づきが支援を行っていく上で非常に大切であると認識しております。

こうしたヤングケアラーの思いを知ることが偏見のない正しい理解と適切な支援につながることから、県では、今年度、ケアラーや元ヤングケアラーの方を講師とした一般県民向けのシンポジウムを開催したところであります。

また、医療や福祉等の支援者向けには昨年度から多職種連携をテーマに研修会を開催しており、今年度も引き続き、グループワークを取り入れて顔が見える関係づくりから現場で実際の支援につなげていくための研修会を開催しております。今後も、市町村と連携を図りながら、住民への啓発や、教員、福祉事業者等を中心とする支援者に対する研修機会の確保充実を図ってまいります。

続いて、孤立解消のための交流や居場所としてのこどもカフェの活用についてであります。

信州こどもカフェは、現在、県内に218か所を数え、食事の提供だけでなく、相談対応や学習支援、また、多世代交流の場としての役割を果たしており、地域にとって欠くことのできない存在となっております。

ヤングケアラーである子供の中には、家族のお世話をすることが当たり前になり、その大変さを十分に自覚できず、ともすれば家族以外の環境から孤立がちになる場合もあります。こうしたヤングケアラーの子供にとって、信州こどもカフェを利用することは、孤立の解消とともに、食事提供の面からは家事負担の軽減にもつながると考えられます。

ヤングケアラーに信州こどもカフェを利用してもらうためには、周りの大人の意識を高め、本人の様子の変化やつらさに気づき、声をかけ、支援につながるきっかけをつくっていくことが大切です。県では、今年度、一般県民向けの講演会、シンポジウムを開催し、160名の方々に参加いただきましたが、この講演会には、地域で支援が必要な家庭を支えている民生児童委員やこども食堂関係者の方々にも数多く参加いただいたところであります。

また、教員や市町村職員等を対象とした支援者向け研修会を継続的に開催しており、今後、こうした機会も生かして、ヤングケアラーの子供を地域の居場所である信州こどもカフェの利用につなげてまいりたいと考えております。

最後に、ヤングケアラーへの家事支援をどう進めるかについてのお尋ねであります。

ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、ヤングケアラーやその家族が抱える不安や悩みを聞き、その実態に即した家事支援を行うことは、その家庭の養育環境を整えるとともに、ヤングケアラーの負担軽減に有効な支援だと考えております。

令和4年度から、訪問支援員が家庭の状況に合わせた家事支援等を提供する子育て世帯訪問支援事業が実施されておまして、ヤングケアラーだけでなく、家事や子育てに対して不安を抱える子育て家庭等を対象として、食事の準備や洗濯、掃除、買物の代行等の支援を行う取組が拡大しております。

令和4年度は4市町村、令和5年度には14市町村、令和6年度は22市町村が実施を予定しておまして、実施市町村数は着実に増加しております。このような取組が広がることで家事負担により学業に支障を来しているヤングケアラーの学びの機会と将来の選択肢、可能性を広げることにつながるものと考えます。

県では、定期的開催している市町村担当者会議におきまして、こども家庭庁の担当者から直接事業内容を説明いただくなど、これまでも強く活用を呼びかけてきておりますが、ヤングケアラーの負担軽減に直接結びつく具体的な支援策として、取組事例も紹介しながら、今後も市町村に対してさらに活用を促してまいります。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）学校におけるヤングケアラーに対する正しい理解の促進についてのお尋ねでございます。

学校では、現在、ヤングケアラーと思われる児童生徒を認知したり、当該児童生徒本人から相談があった場合には、スクールソーシャルワーカーと連携することにより地域の保健福祉関係機関による家庭支援につなげ、必要なサポートを行っております。

ヤングケアラーである児童生徒を迅速かつ適切な支援につなげるためには、教職員がヤングケアラーについて正しく理解するとともに、子供自身も自らの置かれた状況を理解する必要があります。このため、県教育委員会では、これまで国が作成した「家族のお世話や家の用事などを行っているあなたへ」のチラシを全ての公立学校に配付するなどして、子供自身や教職員の正しい理解を促してまいりました。

県教育委員会といたしましては、このような取組に加え、今後、専門性の高いスクールソーシャルワーカーによる教職員研修のさらなる充実などにより、ヤングケアラーに対する正しい理解が一層進むよう努めてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれお答えをいただきました。既に取り組んでいただいているものもありますが、実態とすればまだまだこれからだなというふうを受け止めておりますので、それぞれの立場、あるいは連携を密にする中でしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、様々な事業等を実施する中で、ヤングケアラーに対する正しい理解が進み、子供の負担が軽減し、健やかな成長と教育の機会が保障されなければならないわけです。また、進学や就職を含めまして、子供の進路に影響がないようあらゆる支援が必要であります。

誰一人取り残されることのない社会を実現するため、県としても必要な環境整備を推進するよう要望いたしまして、大きい2番目の保育の充実に関する質問に移りたいと思います。

まず、待機児童についてお聞きいたしたいと思います。

保育の充実が求められる中で、保育所における待機児童が大きな課題となりました。国は、待機児童を解消するため、2001年度の骨太の方針の中で、保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進する方針を示したところであります。

2003年には少子化社会対策基本法が成立し、2004年には少子化社会対策大綱が策定されました。こうした背景もありまして、女性の就業率が高まり、保育所における保育の需要が高まったところであります。

25歳から44歳までの年齢層の女性の就業状況を見ますと、全国では過去15年間で15%増加しております。これに伴いまして、1歳児、2歳児の保育所利用率は過去10年間で33%から50%へと17%も激増しているところであります。

保育園児の中でも、3歳未満児が増えれば、保育所では保育士の数を大幅に増やさなければなりません。国の職員配置基準に基づきまして伊那市における例を見ますと、保育士数は、ゼロ歳児3人につき1人、1歳児5人につき1人、2歳児6人につき1人となっております。3歳児は15人につき1人としている基準でありますから、ゼロ歳児の保育には3歳児の5倍の保育士の数が必要になっております。

これに加えまして、配慮が必要な園児がいる場合には、支援のための保育士が別途必要になりますし、また、基準どおりの職員配置では休暇も取れないわけでありまして、実際には基準以上の職員が配置されているわけでありまして。

一方、政府の三位一体の改革の一環といたしまして、2004年には公立保育所運営費の補助金が一般財源化されたところであります。つまり、地方交付税に財源が算入されました。各自治体におきましては、園児の増加に対応して保育士を増やさなければならなくなりましたが、三位一体の改革や保育所運営費の一般財源化によりまして財政運営が厳しくなる中では、保育士

の人員費を増やすことが困難になったわけであります。

そこで、保育士の人員費の増加を抑制するために、正規職員を減らし、非正規職員を増やすことにより対応してまいりました。私が伊那市の職員になった昭和50年代には、伊那市の市立保育所の正規職員の割合は9割もありました。現在は3割と大幅に低下し、非正規職員が7割にもなっております。職員体制は劇的に変化いたしました。

県内で子育て支援策が最も進んでいると言われております南箕輪村でさえ、非正規化率は72%となっております。希望する園児をできるだけ入所できるようにするために、また、待機児童をゼロに近づけるために、非正規職員を増やすことはやむを得ない対応であったと考えます。これまで、市町村は待機児童ゼロを目指して努力を重ねてまいりましたが、これ以上市町村に努力や負担を求めることは無理であります。

さて、現状において待機児童がゼロかという点、実際にはそのようにはなっておりません。昨年10月1日の信濃毎日新聞で、県内19市における育児休暇を取った場合のいわゆる育休退園の実態が報道されたところであります。育休退園とは、子供が保育園に通っている家庭で、下の子供が生まれて育休を取得した場合、家庭に保護者がいることを理由に保育の必要性が認められないとして上の子供が退園させられる制度であります。

信濃毎日新聞の報道によりますと、19市中10の市で育休退園制度があり、6の市で事情によっては退園させられる場合があります。つまり、19市のうち8割以上の市では何らかの育休退園制度があるわけであります。

育児休業の取得により、多くの市では途中で退園させられ、待機児童が発生しております。政府も自治体も待機児童ゼロを目指してきたものの、実際にはそうはなっていないわけであります。長野県内においては慢性的に通常の待機児童が存在しており、これに育休退園に伴う待機児童を加えますと、相当数の待機児童が存在しているということになります。

親にしてみれば、子供が誕生して育休を取ったら上の子供が退園せざるを得ないということでは、子供をつくることにちゅうちょしてしまいます。異次元の少子化対策を政府は掲げておりますが、育休退園を余儀なくされれば家族計画を立てられなくなり、少子化が進んでしまいます。異次元の少子化対策を行うのであれば、育休退園制度は廃止するとともに、一般的な待機児童もゼロにしなければなりません。

そこで、以下2点について知事にお聞きいたします。

一つ目。少子化対策として、誰もが希望すれば保育園に入所できるようにすることが求められる中で、長野県として待機児童ゼロを実現すべきと考えますが、知事は、こどもまんなか応援サポーターとして、県内に待機児童があることをどのように認識し、今後どのように待機児童解消に取り組んでいくのか、伺います。

また、現在の若者・子育て世代応援プロジェクトには、待機児童の解消に向けた施策が記述されておりません。本プロジェクトを改正し、待機児童対策を記載することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

二つ目。こども家庭庁では、親の就労の有無にかかわらず保育園を利用できるこども誰でも通園制度を本年度から試行しておりますが、現状では、制度の利用時間はたった月10時間、これを上限としております。2026年度の本事業の本格実施の際には、より親の希望や保育の実態に合った制度とするため、時間枠の大幅な拡大や、実施に必要な財源及び保育士の確保を国に要望することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国において補助制度の構築ができないとすれば、県単独で補完的な制度を創設することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、保育士の確保について質問いたします。

待機児童が出る最大の理由は、保育士の不足であります。それでは、なぜ保育士が不足しているのでしょうか。正規の保育士を増やせば受入れ体制を充実することができます。しかし、これには財源の確保が不可欠であります。一般財源化された保育所運営費の中では、人件費を確保することは容易ではありません。人件費の増加を抑えるために非正規の職員を増やせばいいということになりますが、非正規の職員は、募集をしてもなかなか応募がないというのが実態であります。責任が重く大変な仕事であるにもかかわらず低賃金であることが応募しない大きな理由であります。

一方、潜在保育士は一定程度の数がありますが、実際には確保できておりません。また、県内の保育士養成学校における入学者数は減少してきており、募集定数に占める入学者数は6割余りにとどまっております。保育士になろうとする人が減っている中では、保育士の確保は容易ではありません。

そこで、こども若者局長にお聞きいたします。

保育士が不足している中で、県内の保育士養成学校における入学者数は減少しておりますが、今後、保育士を確保していくために、県としてどのような対策を取る方針か、伺います。

保育士の仕事は、ただ子供の身の回りの世話をすればいいというものではありません。実は大変厳しいものがあります。高い専門性、保育の質の向上、体力も要求されます。また、保護者の要求が高く、苦情も受けることから、保育士はストレスを受けます。保育中に事故を起こさないように緊張感を維持しなければなりません。保育士は、乳幼児突然死症候群をチェックするため、睡眠中に、ゼロ歳児は5分に1回、1歳児・2歳児は10分に1回の呼吸のチェックをしなければなりません。このように、保育士の業務には困難が伴っているわけでありまして。

給与は他の業種と比べても低く、非正規の場合、仕事の内容は正規と同一でありながら、正

規と比べて大きな賃金格差があります。こうしたことから、保育士として仕事をしたいという人が以前よりも減少しているわけであります。

正規職員であっても、若い層で多くの中途退職者が出ております。全国では、保育士としての勤務年数が5年未満で退職した人が半数もあります。厚労省の調査によりますと、保育士としての資格を持ちながら、半数の人が保育士として就職する希望を持っておりません。その理由は、責任の重さや事故への不安を挙げる人が最も多いとされております。

県では、潜在保育士を活用するため、保育士人材バンクの制度を設けております。以前は人材バンクから登録者に対して就職勧誘の電話がありましたが、今はないとお聞きしております。

そこで、こども若者局長にお聞きいたします。

保育士不足が深刻になっている中で、県の保育士人材バンクは効果的に機能しているでしょうか。機能していないとすれば、制度や運用を改善していかなければなりません。今後どう対応していきますか。

保育士は、人を育てるという重要な仕事に従事しており、実は大変魅力的でやりがいのある職業であります。保育士を取り巻く様々な環境が改善されれば保育士を目指す人は増えると考えます。高校生のなりたい職業ランキングの5位にランクされているということをお聞きしておりますが、大変期待が持てるわけであります。保育士確保なくして異次元の少子化対策はありません。

そこで、以下2点について知事にお聞きいたします。

一つ目。保育士になろうという人を増やすには、待遇の改善、職員配置基準の緩和、就業時間への配慮や休暇を取りやすくするための働き方改革など労働環境の改善、保育の仕事の魅力を高めるための情報発信や保育士になることの不安を取り除くためのサポート体制の整備など様々な対応が必要ですが、県として今後どう対応していくのでしょうか。また、国に対してどのような要望をしていくのか、伺います。

二つ目。保育士確保のためには、非正規率が高い状況を改善して、正規保育士を大幅に増やすことが求められます。そのためには、国の補助、交付金による支援や保育所運営に係る交付税算入額の大幅な増額など長期にわたる安定的な財源の確保が必要であり、県として国に対して財政支援の充実を要請することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上で大きい2項目めの質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には保育士確保に関連して4点御質問を頂戴いたしました。

まず、県内の待機児童の現状認識と解消に向けた取組などについて御質問をいただきました。

3歳未満児の入所率の上昇等によりまして、一部の市町村において待機児童が発生しており

ます。平成31年の4月は80人でありましたが、令和5年の4月段階で9人ということで、減少傾向ではありますが、本県においても待機児童が存在しているという状況があります。

県としても待機児童の解消は重要だというふうに考えておきまして、長野県子ども・若者支援総合計画におきましても待機児童の解消を目標に掲げて取り組んでいるところでございます。

そのための取組としては、保育の受皿としての施設整備のほか、ゼロ歳児、1歳児における保育士加配、あるいは年度途中の入所に備えた保育士の事前確保、こうしたことを支援してきているところでございます。

今後の待機児童対策といたしましては、とりわけ保育士の確保が重要であると考えておりますので、御提案にもありました県と市町村とで取り組む若者・子育て世代応援プロジェクトにつきましても、保育士確保に係る県と市町村の共同の取組を追加した上で3月に改定を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、こども誰でも通園制度の実施についてということでございます。

実施に必要な財源と保育士の確保を国に要望することを提案するがいかかがか、国の補助制度が十分でなければ県で補完してはどうかという御質問でございます。

現在試行中ということで、令和8年度から全自治体で本格実施される予定というふうに認識しております。本県においては、来年度から三つの市町で試行的事業が実施される予定になっておりますので、県としては、その実施状況、そして問題点などの把握に努めていききたいというふうに考えております。

その上で、全ての市町村において問題なく実施できるように、課題等があれば国にも要望していききたいというふうに思いますし、県として必要な取組があれば対応も考えてまいります。

続いて、保育士確保について様々な対応が必要だがどう対応していくのか。また、国にどう要望するのかという御質問でございます。

何よりも、保育の部分は、市町村の皆さんと問題意識、方向性を共有して一緒に取り組んでいくということが重要だというふうに考えております。そのため、これまでも、県と市町村との協議の場において確認された公立保育所の保育士の処遇改善や市町村間で連携した共同の取組、さらには、ICT化の推進や保育補助者の活用などの職場の環境改善、こうした取組を一緒に考えるとともに、市町村の取組を県としても応援していききたいというふうに考えております。

また、新年度からは、保育士・保育所支援センターにおいて、保育士として復職される方々の支援の充実、保育士・保育所のサポート体制の強化を図っていききたいというふうに考えております。

さらには、保育士の仕事のやりがい等をアピールする動画を作成して、キャリア教育、就職

ガイダンスで活用していきたいと思っておりますし、SNS等を活用して保育士を目指す方々の後押しとなるような情報を届けてまいります。また、今回の予算案でお願いさせていただいているように、就職活動費の助成や移住支援金によって、県外にいらっしゃる保育士の県内への呼び込みも図っていききたいというふうに考えております。

また、国に対しては、必要な財政措置や保育士配置基準の見直し、これは、保育士と同等の知識を有すると考えられる者の配置等も含めて、財政の在り方、規制の在り方を求めてまいりましたが、引き続き保育室の基準面積の規制緩和等も含めて要望していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、この保育士の確保は、今我々が進めようとしている女性・若者から選ばれる県づくりを進める上でも、そして、子育て家庭が仕事と家庭生活の両立を図る上でも、最も根幹となる部分だというふうに考えております。引き続き対策の充実を図るとともに、国に対して必要な要望を行っていききたいと考えております。

最後に、保育士の処遇改善に関連して、国に対して財政支援の充実を要請することを提案するがいかにかという御質問でございます。

保育士は、基本的には国が定める公定価格で給与改善等が行われてきているわけであります。県としても、知事会等を通じて、あるいは県独自でも、こうした処遇改善のための公定価格の見直しを要望してきたところでございます。

令和5年の公定価格の改定においては、人件費5.2%という改善が行われ、また、地方財政計画においても、会計年度任用職員の処遇改善が措置されたところでございます。こうした措置を踏まえて、市町村において確実に保育士の処遇改善がなされるよう県としてお願いをしているところでございます。

また、県と市町村の協議の場で10月に確認したとおり、今、会計年度任用職員で採用している市町村が多いわけですが、任期付職員の採用も含めて、任用形態も、より安定する、あるいはより処遇が上がる、こうした形態の活用をぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

このような処遇改善、あるいは正規職員の採用を市町村が進めていく上では、御指摘のとおり、安定的な財源確保が重要だというふうに考えております。今後とも処遇改善に確実につながる公定価格の見直しや必要な一般財源の確保を国に対して求めていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には保育士確保について2点御質問をいただきました。

まず、県内保育士養成施設に関してどのような対策を行っていくかというお尋ねでございます。

議員からお話のありましたとおり、少子化、それから4年制大学志向の高まりなど様々な影響から、県内保育士養成施設への入学者数は減少傾向にあります。

これまで、県では、保育士資格を目指す方々への支援として、県内保育所等に5年間従事した際に返還が免除となる保育士修学資金の貸付けを行っております。また、県社会福祉協議会に委託して中高生向けの職場体験を実施するほか、養成施設においても高校生や保護者向けのオープンキャンパスや出張講義などを実施してまいりました。

来年度は、保育士の仕事のやりがいなどを発信する動画を作成し、中高生向けのキャリア教育や就職ガイダンスなどのイベント、さらにSNS等の情報発信にも活用しまして、保育の魅力を伝えてまいります。さらに、現在養成施設の学生を対象に行っている意識調査の結果も踏まえまして、中高生等に対しさらに効果的な情報発信ができるように検討してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、養成施設への入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の復職支援の強化にも取り組み、さらなる保育士の確保につなげてまいります。

次に、保育士人材バンクの機能について、また、今後どう改善していくかについての御質問であります。

平成29年度に設置しました保育士人材バンクでは、保育士として就業する方のうち、主に離職期間が長いなど復職に不安を抱えている潜在保育士の方々を対象に、就職相談や採用を希望する保育施設とのマッチングを行い、保育士確保に取り組んできました。

保育士人材バンクのマッチング実績は、令和元年度の82人をピークに、令和4年度は22人へと落ち込んでおりますが、その要因は、新規登録者の減少が一因と考えております。このため、新規の登録者を増やす方策として、現在実施しております保育士実態調査の際に、登録の願いを同封し、登録者の掘り起こしを進めているところであります。さらに、市町村や保育施設に対しても、保育士が離職する際に登録していただくよう徹底をお願いしてまいります。

また、潜在保育士の復職時の不安を解消し、再就職を促進するため、4月から保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、保育所等への相談、助言を強化する予定であります。さらに、センターに保育士キャリアアドバイザーを新規に配置し、伴走支援や相談支援の充実に取り組むとともに、保育の最新情報に係る専門研修を新たに開催し、潜在保育士の就職を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれお答えをいただきました。少子化対策を進める上でも、保育士の重要性というものを認識されているということでもあります。その上で、新年度におきましても、様々な施策を展開されるということでもありますので、大いに注視したいというふうに考えているところでもあります。

保育所運営については、公立の保育所だけではなく、やはり多くの民間の事業者があるわけですので、こうした皆さんも含めて、県としてもしっかりと連携していただいて、まさに次元の異なる施策を積極的に推進することを要請いたしまして、以上で全ての質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時28分延会